

平成21年第3回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 平成21年9月18日 午前10:00

○閉 会 午後 6:29

○出席議員（21名）

1 番 千 田 正 英	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 児 玉 春 雄
4 番 佐々木 嘉 一	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
7 番 佐 藤 恵佐雄	8 番 小 林 悟	9 番 佐 藤 義 久
10 番 赤 平 末次郎	11 番 藤 原 典 男	13 番 佐 藤 昇
14 番 伊 藤 博	15 番 伊 藤 栄 悦	16 番 菅 原 久 和
17 番 中 川 光 博	18 番 鈴 木 斌次郎	19 番 大 谷 貞 廣
20 番 西 村 武	21 番 堀 井 克 見	22 番 藤 原 幸 作

○欠席議員（1名）

12 番 佐 藤 幸 孝

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鐙 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 伊 藤 賢 志
会 計 管 理 者 門 間 鋼 悦	産 業 建 設 部 長 山 口 義 光
水 道 局 長 澤 井 昭	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 宮 田 隆 悦	福 祉 保 健 部 長 小 林 健 一
総 務 課 長 児 玉 俊 幸	企 画 政 策 課 長 鈴 木 司
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 幸 村 公 明
税 務 課 長 川 上 護	収 納 課 長 菅 原 龍 太 郎
市 民 課 長 鈴 木 利 美	生 活 環 境 課 長 近 藤 進
総 合 窓 口 セ ン タ ー 長 川 上 秀 佐 男	追 分 出 張 所 長 三 浦 喜 博
社 会 福 祉 課 長 山 平 重 男	高 齢 福 祉 課 長 伊 藤 律 子
健 康 推 進 課 長 伊 藤 正 吉	産 業 課 長 伊 藤 清 孝
都 市 建 設 課 長 藤 原 貞 雄	下 水 道 課 長 三 浦 永 寿

総務学事課長	鎌田雅樹	幼児教育課長	根一
生涯学習課長	瀬下三男	スポーツ振興課長	菅原徳志
農業委員会事務局長	田仲茂隆	選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	佐々木博信

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊藤正	議会事務局次長	門間善一郎
--------	-----	---------	-------

平成21年第3回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成21年9月18日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 諸般の報告 （議会改革特別委員長）
- 日程第 2 議案第56号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第57号 備品購入契約の締結について（証明書自動交付システム用機器購入）
- 日程第 4 議案第58号 上町自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第59号 平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第 6 議案第60号 平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 7 議案第61号 平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 8 議案第62号 平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 9 議案第63号 平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第10 議案第64号 平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第11 議案第65号 平成21年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第12 議案第66号 平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第13 認定第 1号 平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 2号 平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 5 認定第 3 号 平成 2 0 年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 1 6 認定第 4 号 平成 2 0 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 1 7 認定第 5 号 平成 2 0 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 8 認定第 6 号 平成 2 0 年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 9 認定第 7 号 平成 2 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 8 号 平成 2 0 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 1 認定第 9 号 平成 2 0 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 1 0 号 平成 2 0 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 3 認定第 1 1 号 平成 2 0 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 4 認定第 1 2 号 平成 2 0 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第 2 5 認定第 1 3 号 平成 2 0 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 2 6 認定第 1 4 号 平成 2 0 年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 2 7 認定第 1 5 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 8 各常任委員会の報告について

総務常任委員長

社会厚生常任委員長

産業建設常任委員長

文教常任委員長

- 日程第 29 発議第 4 号 潟上市議会議員定数条例の制定について
- 日程第 30 発議第 5 号 潟上市議会の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 31 発議第 6 号 潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

9番佐藤義久議員は所用のためおくれる、10番赤平末次郎議員、所用のためおくれる、12番佐藤幸孝議員、体調不良のため欠席の届出があります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回潟上市議会定例会を再開致します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第1、諸般の報告に入ります。

本日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、議会改革特別委員会の中間報告を本日の本会議にて行うこととしましたので、議会改革特別委員長から報告があります。19番大谷議会改革特別委員長。19番。

【議会改革特別委員会の報告】

○議会改革特別委員長（大谷貞廣） 皆さん、おはようございます。

議会改革特別委員会の中間報告を致します。

はじめに、委員会の運営方針、スケジュールならびに開催経過について報告致します。

本委員会は、委ねられた11項目について、議員定数、議員報酬、政務調査費、費用弁償の4項目は密接に関連していることから一括議題とし、協議内容によっては条例改正も関連してくることから、委員会としてのまとめを9月定例会をめどとすることで協議を始め、これまで7回の委員会を開催しております。残りの7項目についても関連するものは一括議題とし、最終の12月定例会までに速やかに協議することを確認しております。

本日は、これまでの7回の委員会で一括議題としておりました4項目について、委員会としての意見が集約されましたので、ご報告をいたします。

1つめ、議員定数については22名から20名とする。

2つめ、議員報酬については現行どおり。

3つめ、政務調査費については現行どおりとするが、交付については、なお検討を要する。

4つめ、費用弁償については1,600円から1,000円とする。

という内容が委員全員一致のもとで意見集約されております。

なお、本委員会で集約された意見に基づき、今定例会に議員定数条例の制定案、費用弁償の条例改正案を提出しております。

また、現在、委員会では議会報告会、会派、議会運営の3項目について協議を進めております。

以上、議会改革特別委員会の中間報告と致します。

○議長（藤原幸作） 以上で議会改革の中間報告を終わります。

【日程第2、議案第56号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてから 日程第27、認定第15号、平成20年度潟上市水道事業会計決算の認定について】

○議長（藤原幸作） 日程第2、議案第56号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第27、認定第15号、平成20年度潟上市水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

【日程第28、各常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第28、これより各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経緯と結果について報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。19番大谷総務常任委員長。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（大谷貞廣） 平成21年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告を致します。

1. 審査年月日 平成21年9月10日、11日
2. 出席委員 戸田俊樹、佐藤恵佐雄、鈴木斌次郎、藤原幸作、大谷貞廣
欠席委員 佐藤幸孝
3. 説明当局 副市長、総務部長、会計管理者、議会事務局長、各関係課長
4. 書記 総務部税務課 伊藤誠悦
5. 審査の経過と結果

議案第57号、備品購入契約の締結について（証明書自動交付システム用機器購入）。

本案は、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、証明書自動交付システム用機器の備品購入契約について、議会の議決を求めるものです。

委員からは、指名業者7社のうち4社が辞退している理由について質問があり、当局からは、証明書交付システムの構築については特殊性があることなどが考えられるとの回答でした。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第58号、上町自治会館の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法の規定により、上町自治会館の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

委員からは、上町自治会館の市の負担についてと指定管理者制度は今後全自治集会所に導入していくのかとの質問があり、当局からは、市の負担は電気料、水道料、下水道料、NHK受信料などを考えています。集会施設への指定管理者制度の導入は、施設ごとにメリット・デメリットを見きわめて判断していきたいと考えておりますとの回答でした。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

前年度繰越金は6,437万6,000円です。地方債は、臨時財政対策債2,330万円、自然災害防止事業債は800万円、幼保一体施設建設事業債は1,980万円、災害復旧事業債は320万円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項5目財産管理費は2,637万1,000円です。23節償還金利子及び割引料は、土地開発公社償還金の繰上償還金で山田南北線用地取得分です。28節繰出金は、土地取得事業特別会計への繰出金です。

2項1目賦課管理費は270万1,000円です。

委員からは、22節賠償金と23節還付金の関係について質問があり、当局からは、地方税法で固定資産税の還付は5年となっているが、市では10年までさかのぼって還付しているため、5年経過分は22節賠償金で対応していますとの回答でした。

4項選挙費643万2,000円の減額は、3目秋田県知事選挙費と4目市長選挙および市議

会議員補欠選挙費で、事業終了による精算減額です。

12款1項公債費409万5,000円の減額は、主に借入時の金利の差額分を減額したものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第65号、平成21年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入は、2款1項一般会計繰入金1,879万円です。

歳出は、1款1項1目土地造成費1,879万円で、平成12年5月から平成15年までに借り入れした駐車場施設整備事業用地取得やブルーメッセあきた案内板施設用地取得など5件分の繰上償還です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款市税は、調定額29億6,835万9,133円に対し、収入済額が26億8,740万8,538円、不納欠損額が620万5,662円で、翌年度に繰り越しされる収入未済金は2億7,474万4,933円です。

委員からは、地籍調査後の課税に問い合わせはないか、また、放置自動車は何台くらいかの質問があり、当局からは、地籍調査後、急激に高くなった理由の問い合わせはあるが、きちんと説明することで理解してもらっています。

放置自動車については、登録台数はすべて使用されていると判断していますとの回答でした。

2款地方譲与税は1億6,854万5,000円で、前年度より243万3,000円の減額です。

6款地方消費税交付金は2億5,435万5,000円で、前年度より2,695万6,000円の減額です。

9款地方交付税は57億6,204万円で、前年度より5,203万9,000円の減額です。

委員からは、来年度の交付税について質問があり、当局からは、例年であれば今頃予算編成方針が示され、1月に地方財政計画が示されるが、今年度は全く資料がなく、現状ではどうなるかわかりませんとの回答でした。

13款国庫支出金のうち地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金は1,623万円で、上町自治会館建設にかかわるものです。

14款県支出金は、合併市町村特例交付金 1 億2,000万円と県民税徴収事務等の委託金 7,280万6,446円が主なものです。

17款 2 項基金繰入金は 2 億9,325万4,000円で、財政調整基金繰入金が主なものです。

18款繰越金は、前年度繰越金 4 億4,942万7,717円です。

20款市債は 5 億4,080万円で、臨時財政対策債が主なものです。

委員からは、市債の状況と今後の市債管理の基本方針について質問があり、当局からは、平成20年度末の一般会計残高は127億5,688万円、市全体では286億1,863万6,000円で、市民 1 人当たり約79万5,000円です。

基本方針としては減らす方向ですが、事業を実施すれば増える年もありますとの回答でした。

歳出の主なものについて申し上げます。

1 款議会費は 1 億8,765万1,933円で、議員報酬が主なものです。

2 款総務費 1 項総務管理費は14億4,742万3,215円ですが、広報費では広報発行のための印刷製本費、財政管理費では公会計システム整備委託料、財産管理費では庁舎等の管理委託料、企画振興費では地域審議会等の各種委員への報酬、電子計算費では物品保守管理委託料、自治振興費では連絡嘱託員報酬および上町集会所建築工事、基金費では財政調整基金積立金と市役所庁舎建設基金積立金等が主なものです。

2 項徴税费は 1 億8,864万6,243円で、人件費のほか住民税システム改修および審査システム導入委託料、路線価評価委託料、過誤納還付金が主なものです。

委員からは、税源移譲による住民税の還付の説明を求められ、当局からは、平成19年度に所得税から住民税に税源移譲が行われ、退職等により所得税が課税されなかった人に住民税の増額分を平成20年度に還付しました。955人から申請があり、2,209万5,200万円を還付し、滞納者については滞納繰越分に充当しましたとの回答でした。

4 項選挙費は3,072万682円で、人件費のほか秋田県知事選挙をはじめとする 5 回の選挙の実施経費が主なものです。

5 項統計調査費は1,533万9,537円で、統計調査員の報酬のほか、地籍調査委託料が主なものです。

6 項監査委員費は922万5,639円で、人件費のほか監査委員報酬が主なものです。

12款公債費は17億4,487万9,836円で、元金償還金14億6,857万6,738円と利子分 2 億7,630万3,098円です。このうち公的資金補償金免除繰上償還に係る分は、元金1,318万

6,399円、利子1,267円で106万1,000円の利息が軽減されました。

委員からは、経常収支比率の目標について質問があり、当局からは、経常収支比率の目標は91%で、繰上償還や人件費・物件費の節減を行ったが、なかなか下がらないとの回答でした。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第11号、平成20年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入合計は138万3,125円で、主なものは墓地貸付収入、財産調整基金繰入金、前年度繰越金です。

歳出合計は116万8,502円で、主なものは財産管理費のほか財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第12号、平成20年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入合計は96万1,578円で、主なものは墓地および斎場用地貸付収入、財政調整基金繰入金、前年度繰入金です。

歳出合計は72万8,585円で、主なものは、財産管理費のほか財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第13号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入合計は152万6,149円で、主なものは最終処分場用地貸付収入、財政調整基金繰入金、前年度繰越金です。

歳出合計は131万5,061円で、主なものは財産管理費のほか財政調整基金積立金、一般会計繰出金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第14号、平成20年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入合計は1,285万8,984円で、主なものは一般会計繰入金です。

歳出合計は1,285万7,249円で、土地開発公社償還金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤原幸作） これにて総務常任委員会の報告を終わります。

これから議案の質疑に入りますが、常任委員長への質疑については、ご承知のとおり、ただいま報告されました審査の経過と結果についてであります。

また、各補正予算案および決算の認定につきましては、質疑、討論までとし、採決に

つきましては後でまとめて行います。

なお、議案第56号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）から議案第58号、上町自治会館の指定管理者の指定については、採決まで行います。

ただいま総務常任委員長より報告のありました議案第57号、備品購入契約の締結について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第58号、上町自治会館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 議案第58号について1点お伺いを致します。

委員長の報告書の中に委員から今後の対応についての質問があったということですが、その回答につきましては施設ごとにメリット・デメリットを見きわめて判断していくということでありました。合併になってから旧町それぞれが持っていた集会所等の施設がいろいろとあるわけなのですが、現状はどういう実態になっていて、この当局の方から今後についてはメリット・デメリットを見きわめると。しならばこのメリット、あるいはデメリット、考えられる内容についてはどういうことが想定されるのかという審査内容についてお伺いを致したいと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） ただいまのメリット・デメリットということなのですが、今後、上町自治会館と同等規模の施設については導入を検討すべきであり、ある程度収入が見込める施設でなければ導入するメリットがないと。指定期間は通常の公募であれば5年だが、今回の施設は単独指名によるものであり、3年としたという報告

を得ております。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 今後の対応についての今お答えでありましたけれども、上町と同等規模の施設であれば導入を検討していくということで、あるいは収入の見込みがなければあまりメリットがないということですが、ここで委員長報告で書かれてあるとおり、市の負担については電気料、水道料、下水道料、NHK受信料などを負担をしていくということではありますが、指定管理者の指定を置いている施設にここまでの経費の負担がしかなければ必要なのかというようなこともあります。今現在、施設については管理者を置いて、報酬を払って管理人といいますか管理者を置いて管理をしているという施設もある一方で、今回のように指定管理者の制度を取り入れるという2つのやり方をとっているわけですが、先ほどメリット・デメリットを伺ったわけですが、さらに突っ込んで当局の方からは、今後についてはその辺の管理者制度、あるいは指定管理人制度ですか、そういうものとの整合性だとか、さらに収入見込みといいます。そうすると集会所はこれから地域の人たちが使用するのでもみんな料金を払わなければ使用できなくなるとか、そういうふうな議論があつて今委員長がおっしゃった収入見込みが必要ということになるのか、その辺を更にもう少し説明をしていただければと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 先ほどの電気料、水道料、下水道料ということになっておりますと、お話したのですけれども、軽微な修繕等を見込むとか指定管理料として補正予算の委託料に計上しております。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 一番大事なところがちょっと取り落としていた、取り残されたようなのですが、収入見込みが必要だという判断というのは、これからは利用料を徴収して収入が見込めるようであれば市の負担をしながらも指定管理者を進めていくという方針なのか、今後の対応についてどういふご説明があつたのかを再度お伺いを致します。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 冒頭説明したとおりです。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第59号、平成21年度潟上市一般会計補正予算(第4号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番(伊藤 博) 歳出のところの2款2項1目賦課管理費のところでありますけれども、委員長の報告で、ただいま固定資産税の還付は地方税法で5年となっているということですが、市では10年までさかのぼっているということですが、固定資産税の還付は5年となっているということですが、市民税等ほかの税金についてはこの辺はどのようになっているのかということでありまして、その地方税法で5年と規程されているものについてですが、更に5年をさかのぼるということでありましてけれども、その更に5年さかのぼらなければならない要因等、合併後の市の状況から考えてどういう状況が考えられるのか審査の内容をお伺い致します。

○議長(藤原幸作) 19番。

○総務常任委員長(大谷貞廣) 税の公平性からいって、市税も全く同等でございます。

○議長(藤原幸作) 14番。

○14番(伊藤 博) もちろん税金というのは税の公正・公明を図らなければならないというのは言わずもがなではありますが、委員長が報告されているところでは固定資産税について報告をされているわけなので、私が伺ったのは固定資産税以外の市民税とかそういう他の税金についてはどういう取り扱いをしているのかということでありまして、税法で5年と還付が決められているものについて、更に5年さかのぼって賠償金で対応するということではありますが、これは過誤納等考えられますけれども、合併後の新市になってからの背景等新たなことが旧町の時代より起こっているのかという説明があったのかお伺いをしたいと思います。

○議長(藤原幸作) 19番、審査の経過と結果でございますので、説明がなければいいで

結構ですので、説明があればあったことを報告して頂きたいと思います。19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 新市においてのただいまの審査はなかったように思っております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。11番。

○11番（藤原典男） 4項の選挙費なのですけれども、知事選挙と市長選挙、市議会議員補欠選挙ということで精算による減額ということが643万2,000円というかなり大きな額なのですけれども、どういうふうにこのような差が出たのかということ審議してありましたらお願い致します。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 報告のとおりでございます。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） じゃあこの報告以外に何も中身を、減額された中身を審議されなかったと、そういうことでしょうか。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 人件費の削減が主でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。4番。

○4番（佐々木嘉一） 総務委員長さんに審査の経過でこういうことあったのか報告にありませんけれども、私からひとつお願いしたいのですが、実は市長の行政報告の中で潟上市の公共料金の適正化検討委員会のお話がありました。いわゆる行政サービスの受益と負担の公平を確保するというようなことと、根拠を明確にして公共料金適正化計画を作成するのだということでありまして、補正予算では2款1項3目に報酬と旅費、食料費が計上されておりました。そこで、もし委員会等で審査の経過としてありましたらひとつお答え願いたいのですが、1つは委員は何人で、どのような人を委嘱するのかと。それからもう一つは、適正化計画という中身はどのようなものなのか。もう一つは、公共料金と言われるが検討する範囲はどこまでなのか。それからもう一つ、当然予算化しておりますので、その根拠となります検討委員会の設置要綱なりそういうものがあると思いますが、それらの内容があったかどうか、あるいはその報酬の数字の根拠となるものはどうなのか、そういうこともし検討いたしましたらご報告願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 本市の公共料金は合併後見直しがされていないために町

村間のばらつきがあるものや不適正なものがあると思われます。このために統一的な料金設定のルールを作成して公平な公共料金を算定し、現在の料金が妥当なものか検討して料金体系の計画を作成します。人選に当たっては、利害関係の少ない人を選びたいと考えております。

その料金は何か、上下水道料金の使用料と手数料でございます。

○議長（藤原幸作） 4番。

○4番（佐々木嘉一） その見直し、いわゆる検討するその使用料については上下水道使用料ということですが、いずれこの件につきましては合併時で若干私どもも調整した経緯がありますが、いろんな資料不足から、あるいは時間不足からできなかったわけでありまして、いずれ検討する場合は人選についてもそうなんです、やはり例えば税理士であるとか経営診断士というものであるとか、それらのやはり資格を持った方々が入ってやるとすれば、報酬その他についてはこれでいいのかなという感じも致します。いずれ専門的な、いわゆる料金計算になりますので、いずれ原価計算等やりまして、最終的には条例改正につながる問題でありますので、ひとつその点については委員会としては検討しましたか。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 審査しておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第65号、平成21年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第1号、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 地籍調査ということが載っておりますけれども、課税の問い合わせのことが出ておりますが、地籍調査後、課税が高くなった方の人数とか低くなった方の人数とか、そういうことは審議されましたでしょうか。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 人数まではしておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第11号、平成20年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第12号、平成20年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第13号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第14号、平成20年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。1番千田社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（千田正英） おはようございます。

私から、社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成21年9月10日、9月11日

出席委員 伊藤栄悦、佐々木嘉一、澤井昭二郎、赤平末次郎、伊藤博、千田正英

説明当局 市民生活部長、福祉保健部長、各関係課長

書記 福祉保健部健康推進課 嵯峨司子

審査の経過と結果

議案第56号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴い、出産育児一時金を平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置として35万円を39万円に引き上げるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款2項1目民生費国庫補助金の老人福祉費補助金は、消防法施行令の一部が改正されたことに伴い、延床面積が275㎡以上1,000㎡未満のグループホームのスプリンクラー

設置に対する補助金275万4,000円と13款2項6目国の緊急強化事業で検診受診率が低い女性特有のがん検診事業補助金612万3,000円です。

それでは、歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項6目老人福祉費でグループホームのスプリンクラー設置に対する施設整備等補助金275万4,000円と4款1項4目成人保健費の女性特有のがん検診委託料589万2,000円です。

委員からは、4款1項6目の飯田川保健福祉センターの入浴券の印刷について増刷している理由について質問がありました。当局からは、飯田川地区の入浴回数券購入者が予想を上回ったためとの回答がありました。

本案は、全会一致をもって原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第60号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ2,245万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を37億4,703万3,000円とするものです。

歳出で主なものは、償還金利子及び割引料の前年度の精算に伴う療養給付費交付金返納金1,647万7,000円です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第61号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ2,300万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を25億8,784万6,000円とするものです。

この主なものは、前年度分の負担金等の確定による返還金です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を3,727万7,000円とするものです。

歳出は、落雷による工事請負費26万4,000円です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

12款2項2目衛生手数料7,312万1,487円は、ごみ処理手数料等です。

13款1項1目民生費国庫負担金および14款1項1目民生費県負担金の主なものは、障害者自立支援法に基づく介護給付費、訓練給付費負担金で施設入所および居宅介護にかかわるものです。

14款2項5目消防費県補助金1,559万3,500円は、石油貯蔵施設立地対策等交付金です。それでは、歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項13目交通安全対策費655万4,049円の主なものは、交通指導隊報酬とチャイルドシート助成金125万8,000円で113人分です。14目防犯対策費15節工事請負費81万3,225円は、防犯灯11か所の新設工事費です。

3款1項2目障害者福祉費、扶助費の主なものは、特別障害者・障害児福祉手当の3,039万1,800円と介護給付費・訓練等給付費の3億2,995万1,853円です。

3款1項6目老人福祉費の主なものは、ことぶき荘12か所の修繕料494万8,846円と各施設の運営委託料と在宅サービス事業委託料等4,197万565円です。

2項6目児童対策総務費537万3,594円の主なものは、0歳から1歳までの乳児養育支援金です。

3項2目生活保護扶助費の主なものは、医療扶助の3億5,330万6,883円です。全扶助費のうち医療扶助費は51.66%を占めています。

委員からは、生活保護世帯の増加についての要因は何かとの質問があり、当局からは、増加世帯数の申請理由は、病気が13件、リストラが7件、手持ち金の減少が46件と説明がありました。

また、2項児童手当費等の不用額が多いことの質問があり、当局からは、前年度の伸び率にあわせて予算計上したが思うように伸びなかったこと。また、出生率が下がったことも影響しているとの説明がありました。

4款1項3目母子保健費の委託料1,136万1,332円の主なものは、妊婦健康診査委託料で妊婦検診10回分が支給されています。4目成人保健費委託料は、特定健診委託料として1,209万9,655円とがん検診委託料3,033万6,525円です。

2項2目廃棄物対策費13節委託料は一般ごみ収集業務委託料4,397万4,000円と資源ごみ収集業務委託料3,180万4,920円です。3目クリーンセンター費の需用費の不用額が1,367万9,460円、これは焼却炉の修繕料が安くなったためです。5目し尿処理費の13節

委託料の不用額341万2,495円については、脱水汚泥の減少によるものです。

委員からは、不法投棄の廃棄物処理委託料が減少している要因について質問がありました。当局からは、不法投棄の量を20 t見込んでいたが15 tにとどまったため、市で6名の環境監視員が年間12日間巡回しているための効果が出ているとの説明がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第2号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額36億6,384万2,920円に対し、歳出総額34億6,087万3,336円、差引額は2億296万9,554円となっています。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款国民健康保険税は、収入済額7億5,655万5,324円、収入未済額4億8,873万4,827円、不納欠損額は115件の1,116万8,810円となっております。収納率は、現年度分88.04%、滞納繰越分15.78%、全体では60.2%で、前年対比4.38%の減となっております。保険料は歳入全体の20.6%、その他国・県の補助金及び交付金が70.5%となっています。

歳出の主なものについて申し上げます。

2 款保険給付費は23億6,260万404円で、歳出全体の68.3%、療養費は15万8,230件の給付実績となっております。不用額の主なものは、医療費が見込みより少なくなったことによるものです。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第3号、平成20年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額3億7,486万2,465円に対し、歳出総額3億7,313万7,538円、差引額は172万4,927円となっています。

本制度は、平成20年度に後期高齢者医療制度へ移行されたことに伴い、医療費の1か月分の決算となっています。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第4号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額2億2,272万6,078円に対し、歳出総額2億1,970万2,202円、差引額は302万3,876円となっています。

本制度は、平成20年度に施行されたものであり、被保険者数は4,082人で、このうち69.2%が保険料軽減者となっています。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額 1 億3,747万5,400円で、収入未済額は41人分の146万100円、収納率は96%で歳入全体の61.7%、そのほか繰入金が38%となっています。

歳出の主なものについて申し上げます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 2 億244万1,375円は、保険料徴収分を広域連合へ納付するもので、歳出全体の92%となっています。

委員から、後期高齢者医療広域連合の運営形態と後期高齢者医療制度の医療費の負担形態はどのようになっているのかという質問がありました。当局からは、広域連合は県内25市町村からの派遣職員で組織されており、運営費については負担割合に応じた市町村からの負担金で賄われています。

また、後期高齢者に対する医療費の負担については、国・県・市町村の持ち出しが50%、国保も含め社会保険等の被用者保険からの支援金が40%、後期高齢者からの保険料で賄う分が10%となっているという説明を受けました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第5号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額24億95万2,749円に対し、歳出総額23億3,619万926円、差引残額は6,476万1,823円となっています。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款 1 項介護保険料の収納率は96%で、前年度比の0.4%増となっています。滞納繰越分普通徴収保険料の収納率は16%で、前年比6.6%増となっています。不納欠損額は18年度分172件です。収入未済額は176人、延べ933件となっています。

歳出の主なものについて申し上げます。

2 款 1 項介護サービス等諸費については、延 2 万7,540人が介護サービスを利用しており、主なものは居宅介護サービス給付費 6 億8,247万657円、施設介護サービス給付費が 9 億4,173万7,764円となっています。

委員からは、特別養護老人ホームの利用が多くなって老人保健施設の利用が少なくなっている要因について質問がありました。当局から、特別養護老人ホームの増床により老人保健施設から利用者負担の低い特別養護老人ホームに移行したことが要因であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額1億1,931万4,576円に対し、歳出総額1億1,915万1,398円、差引額は16万3,178円となっています。

歳主の主なものは、1款1項1目有線使用の加入戸数分で、全戸完納しています。

歳出の主なものは、2款1項1目業務費の落雷被害による修繕料7,832万2,405円となっています。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。

暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時03分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 数字の訂正をお願いしたいと思います。

4ページの認定第2号についての歳出総額「34億6,087万3,336円」を「34億6,087万3,366円」に訂正願いたいと思います。「3」を「6」にご訂正願いたいと思います。宜しく願います。

○議長（藤原幸作） ただいま社会厚生常任委員長より報告のありました議案第56号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありますか。11番。

○11番（藤原典男） この条例案は出産育児一時金を35万円から39万円に上げるということで、これ非常に良いことだと思うのですが、今の経済不況の中で失業とか、それから収入減とかがありまして、やはり健康保険税を滞納するという方が多く見られると思うのですが、この場合、国民健康保険料を滞納されている方に先ほど住民税の話では滞納分を充当するというので差し引きされたということをおっしゃったけれども、この滞納者については出産育児一時金について滞納繰越分の充当ということでやるのかどうかというような、これは恐らくないと思うのですが、そこら辺審議

しておりましたらその辺のことについてお願い致します。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 滞納者に対してこの一時金を交付するかしないかという事は審議されておられません。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） これは大事な事だと思っておりますけれども、これは委員会の中ではじゃあこういう事はないということも確認されていませんか。今までの経緯はどうだというような事は審議されていますか。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） この一部改正の条例案については、当局の説明で終わっております。この39万円に引き上げるということの条例を改正するという当局の説明で質疑はなかったということです。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第59号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第60号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第61号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第1号、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。6番

○6番（藤原幸雄） 委員長、ご苦労さん。

私から委員長報告の4ページのちょうど真ん中ほどに、3目のクリーンセンター費の需用費の不用額が1,367万9,460円、この内容についてはどのようにご審議されたのか、ただ単純に企業努力という内容であったのか、そこら辺の内容についてご審議されたことがあったらひとつご説明いただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） この不用額の1,367万9,460円の焼却炉の修繕料は、

あくまでも工事請負費の修繕費の差額であります。あとその他、クリーンセンターについてのいろいろな修理とか建て替えの今後のスケジュールとか調査費とか、一般的に今後のそのクリーンセンターの修理、管理、維持管理費の今後のスケジュール等は当委員会で議論致しました。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第2号、平成20年潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 不納欠損額が115件の1,116万8,810円となっておりますけれども、この不納欠損額の115件の内容についてお伺い致したいと思います。

それから、収納率が現年度分で88.04%なのですけれども、これやはり収納率が悪ければペナルティーということで交付金の額が減るわけなのですけれども、これもし90%にまでなればどの程度交付金がまた増えるのかというところ、恐らく90%が標準台とは私は思うのですけれども、そこら辺の審議、ペナルティーについての額ですか、そこら辺について審議されたかどうかお伺い致します。

それから、やはり国保税は高いということで減免の申請の制度もありますので、この減免申請者の数がどれくらいなのかということももし審議されておりましたらお伺い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 不納欠損の状況は、生活困窮世帯、住居不明、差押財産なしで60件、その他理由が55件、計115件になっております。

それから、90%以上になると補助金が増えるのじゃないかというお話でしたけれども、その件については審査していませんけれども、私の記憶では93%以上になると初めて補助金がもらえて、1%ごとに私の記憶ですけれども約300万円ぐらい増えるのではないかという認識をしております。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） わかりますけれど、もう1つ私聞いておりますけれども、減免申請者の数とかそこら辺について。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） この特別会計歳入のこれは、当局の説明で質疑をなしにして報告のみで終わっております。

○議長（藤原幸作） ほかに。11番。

○11番（藤原典男） 先ほど生活困窮とか住所不明のほかに理由なしという方もおりますけれども、これがやはりいわばお金があっても払わないという悪質と言われる部分なのかどうか、そこら辺もちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 先ほど11番さんにお答え致しましたけれども、当局の説明は、そういう説明はなかったんです。ですから質疑がなかったので、当局のこの報告書の説明で終わっておりますので、ひとつ後でまたお互いに議論を詰めていきたいと思えます。

○議長（藤原幸作） 経過と結果でありますので、そのように取り扱いしていただきたいと思えます。

ほかにございませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 委員長、どうもご苦労さまです。

国保税の歳入の段階で差引額が2億296万円、昨年が9,500万円ほど、その前が500万円ほどで大分金額が多くなりまして、次年度の予算執行に楽になったということのご報告は過去ありました。この件については保険給付額が23億6,260万円ですから、この給付額が少なくなったおかげなのか、それとも過去3年間にわたって国保税の値上げをしてきた関係上、そういうふうに財源的に余裕ができたのか、その辺は委員会で審議があったかどうかご報告いただきたいと思えます。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） この件についてはご審議ありません。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第3号、平成20年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第4号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第5号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

○6番(藤原幸雄) どうも委員長、ご苦労さんです。

委員長報告の一番最後というか6ページの一番最後のところに、委員会からはここに書かれておりますように特別養護老人ホームの利用が多くなって老人保健施設の利用が少なくなっていると。その要因は当局からの説明では、特別養護老人ホームの増床によって老人保健の施設から利用者負担の低い、いわゆる特別養護老人ホームへ移行したというその回答があったようでございますが、今後、長いスパンではなかなか見通しがつかないと思いますが、ここ四、五年、向こうでどのような経緯に、いわゆる右肩上がりにあるのか、下がりにあるのか、その辺のところの説明があったらひとつお願いします。

○議長(藤原幸作) 1番。

○社会厚生常任委員長(千田正英) ただいま6番さんから質問がありましたけれども、そのことにつきましては当委員会でも議論されました。特別養護老人ホームの利用が多

くなって老人保健施設の利用がなくなってきた要因はどうかというようなことも当委員会で議論致しました。その大きな理由は、老健から特養に移行した方は介護給付費の請求または特養等の入所者の移動状況の報告などにより確認しておるそうです。移行したのはですね。それで、その一因として当初予算をする前に前年度に比べて若干の増加を見込んで要求しておりましたが、利用者が横ばい状態であったことが大きな状態になっておるとのことです。

それから、潟上市の施設の4期計画では、これからの施設整備については計画には盛り込んでないそうです。ただ、介護保険を利用する方は、やはり右肩上がりになってきております。というのは、20年度の要介護・要支援の申請件数は1,963件でありますから、少しずつ右肩上がり認定者が増えております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第6号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。20番。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（西村 武） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成21年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成21年9月10日、11日

2. 出席委員 藤原典男、小林 悟、菅原久和、堀井克見、西村 武

3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

4. 書 記 水道局水道課 菊地与志人

5. 審査の経過と結果

議案第59号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入について申し上げます。

13款2項2目土木費国庫補助金1,389万3,000円の増額の主なものは、耐震改修事業費補助金です。

14款2項7目労働費県補助金950万5,000円の増額は、緊急雇用創出特別基金事業費補助金です。

20款1項1目土木債800万円の増額は、7月19日に発生した豪雨災害による、のり面崩落を改修するもので、新薬地区急傾斜地崩壊対策事業の負担金に伴う土木債です。

6目災害復旧事業費320万円の増額は、豪雨災害による新所地区の農道橋台の復旧に係る事業債です。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

5款1項3目緊急雇用創出特別基金事業費950万5,000円の増額は、学校安全サポート事業、環境美化清掃事業、生涯学習・児童健全サポート事業に係るもので、16名の新規雇用を見込んでいるものです。

7款1項2目観光費22万円の増額は、11市町村による秋田観光圏協議会（仮称）負担金です。

委員からは、広域観光圏を形成することの効果についての質問があり、当局からは、県内で山形圏域と連携し観光事業を展開している事例もあり、他市町村と圏域を形成することで本市の観光資源が、より効果的に活用できるとの回答がありました。

8款2項2目道路新設改良費1,000万円の増額の主なものは、調査設計など委託料として橋梁点検を実施するものです。

委員から、橋梁点検の内容についての質問があり、当局からは、62か所の幹線の橋を点検し、今後の改修計画を作成するものとの回答がありました。

8款3項1目河川砂防総務費800万円の増額は、県が事業主体となって行う新薬地区の災害被災地のり面を改修するもので、事業費4,000万円の20%を負担するものです。

8款5項1目建築住宅総務費678万3,000円の増額は、潟上市耐震改修促進計画の資料

としての地震危険度、揺れやすさマップ作成委託料です。

8款5項2目住宅管理費826万7,000円の増額は、退去に伴う内装工事です。

11款1項1目災害復旧費729万4,000円の増額は、災害復旧委託料と復旧工事費です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれに29万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,356万8,000円とするもので、羽立地区4か所のマンホールポンプ制御盤の電線管腐食による修繕です。

委員から、マンホールポンプ制御盤の設置経過年数の質問があり、当局からは、設置当初からのもので10年以上経過しており、経年劣化による修繕との回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、平成21年度潟上市水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれに64万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億8,541万1,000円とするもので、事業費の組みかえが主なものです。

委員から、増額補正についての質問があり、当局からは、委託料は次年度工事予定箇所の実設計委託料で、工事請負費は本年度施工箇所を延長するものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。

資本的支出1款1項浄水設備費の74万1,000円は、鶴沼台浄水場高圧気中開閉器交換工事に伴う増額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算決算の認定について。

歳入について主なものを申し上げます。

12款1項使用料は、元木山公園グラウンドゴルフ場使用料359万5,700円と電柱等道路占用料1,155万5,840円および市営住宅413戸の使用料7,199万5,843円が主なものです。

委員から、住宅使用料の滞納分の徴収方法等についての質問があり、当局から、滞納

者へ訪問による分納指導などを行い、悪質なものについては法的措置を検討するとの回答がありました。

13款2項2目土木費国庫補助金5,705万7,000円は、地方道路臨時交付金が主なものです。

14款2項4目農林水産業費県補助金は、農業委員会費交付金334万8,000円、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費補助金147万8,000円および農山漁村活性化プロジェクト支援交付金188万2,000円が主なものです。

19款5項雑入は、鞍掛沼公園光熱水費等負担金1,880万2,427円が主なものです。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

6款1項農業費3億4,344万8,042円の主なものは、3目農業振興費の農業振興地域整備計画策定委託料365万4,000円、市病虫害防除協議会補助金430万円、水田農業構造改革対策補助金392万3,000円、転作大豆振興対策費助成金107万6,116円および目指せ元気な農業夢プラン応援事業補助金191万9,000円です。

次に、7款1項商工費1億7,705万7,422円の主なものは、天王ふれあい交流センター指定管理料3,229万5,400円とブルーメッセあきた関連施設指定管理料1,590万円です。

委員からは、指定管理料の不用額についての質問があり、当局からは燃料費の高騰が続き補正したが、その後燃料単価が下がり、差額分が不用額となったとの回答がありました。

8款2項道路橋梁費2億9,040万5,641円の主なものは、除雪委託料6,711万6,672円と道路新設改良にかかわる工事請負費1億845万6,600円です。

8款4項都市計画費8億7,497万4,948円の主なものは、都市計画変更委託料と公園の維持管理費および下水道事業特別会計繰入金です。

8款5項住宅費2,549万5,143円の主なものは、住宅管理費です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は、収入済額2億544万1,292円で、主なものは農業集落排水施設使用料と受益者分担金および一般会計からの繰入金、農業集落排水事業債です。

委員からは、不納欠損額の理由についての質問があり、当局からは、5年経過した時

効によるもので、今後、徴収率向上のため収納体制などについて検討したいという回答がございました。

歳出について申し上げます。

歳出合計は、支出済額 2 億 157 万 5,774 円で、主なものは 4 処理施設の維持管理にかかわる光熱水費と保守点検管理委託料および公債費です。

委員からは、施設管理費の手数料についての質問があり、当局からは、天王地区 3 処理場について汚泥引拔手数料が保守管理委託料に含まれていますが、豊川地区の保守管理業者は汚泥引拔作業ができないため、別に汚泥引拔手数料を措置しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第 8 号、平成 20 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は、収入済額 18 億 1,480 万 2,300 円で、主なものは下水道使用料と国庫補助金および一般会計からの繰入金、下水道債です。

委員からは、不納欠損額の理由についての質問があり、当局から、5 年を経過した時効によるものと農業集落排水事業と同様に収納体制の強化が今後の課題となるとの回答がありました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出合計は、支出済額 17 億 9,065 万 1,495 円で、主なものは流域下水道維持管理負担金と事業費および公債費です。

委員からは、流域下水道維持管理負担金の実績流入量についての質問があり、当局からは、1 m³ 当たり 58 円の単価で実績流入量は 256 万 6,563 m³ であり、21 年度からは 1 m³ 当たり 52 円になったとの回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第 9 号、平成 20 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は、収入済額 886 万 3,617 円で、主なものは使用料と分担金および繰越金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は、支出済額550万9,558円で、主なものは合併処理浄化槽の施設保守管理委託料です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号、平成20年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は、収入済額608万5,630円で、主なものは財産売払収入です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は、支出済額507万7,060円で、主なものは財政調整基金積立金です。

委員からは、地役権設定補償金について質問があり、当局からは、東北電力の高圧送電線が通ることに伴う補償金との回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第15号、平成20年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

収益的収入および支出について申し上げます。

収入について、事業収益の決算額 5 億6,683万9,660円です。

支出について、事業費用の決算額 5 億2,446万6,144円で、不用額は2,537万2,856円です。不用額の主なものは委託料と修繕料および受託工事費、動力費です。

資本的収入および支出について申し上げます。

収入について、資本的収入の決算額 1 億125万9,062円です。

支出について、資本的支出の決算額 4 億1,145万4,316円で、主なものは取水・浄水・配水施設の設備更新に伴う経費8,430万8,765円と企業債償還金 3 億1,644万4,161円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3 億1,019万5,254円は、過年度損益勘定留保資金7,632万6,278円および当年度損益勘定留保資金 1 億5,751万9,674円で補てんをしています。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（藤原幸作） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開は午後 1 時とします。

午前 1 1 時 5 2 分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

産業建設常任委員長より報告のありました議案第59号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） どうも委員長、ご苦労さまでございます。

委員長報告の中の2ページの中で学校安全サポート事業ということをやられていますが、その辺のところを委員会としてどのように審議されましたか、まず説明をお願い致します。

それから、3ページの8款の橋梁点検を実施するということでもありますけれども、潟上市におかれましてはこの点検、調査に対する橋のすべての対象になる橋、どのくらいあるのか。それから、今回の予算には62か所とありますけれども、この点検を終了する期日といいますか、その辺はどのように話し合われましたか、まずその辺について説明をお願いします。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 7番佐藤恵佐雄議員にお答えを致します。

まず1点めの学校サポート事業ですね。5款1項3目緊急雇用創出特別基金事業費ですけれども、この中の95万5,000円ですけれども、これはまず3事業に対しての雇用ですけれども、学校安全サポート事業、あるいは環境美化清掃事業、そしてまた生涯学習・児童健全サポート事業ですね。まず学校サポート事業に対しましては10人です。これを6か月間。その目的は、市内学校に1名ずつの児童生徒の安全を図るために配置をすると、こういうことでございます。10名を6か月雇用すると。それともう一つ、環境美化清掃事業につきましては、4人を2か月間雇用すると。これは住居地の周辺の農業用水路の清掃です。そういうものについて雇用すると。それから生涯学習・児童健全サポートですけれども、これは2人を2か月間、生涯学習児童クラブの補助員として雇用すると。合計で16名になります。

次に先ほどの8款2項2目道路新設改良費ですけれども、これは橋梁点検を実施するものということで、まず橋ですけれども、これは潟上市が管理する橋が161か所、そのうち今回の予算したのは62か所です。そしてこの実施年度ですけれども、まずできれば今年度中ということですよ。

○議長（藤原幸作） 7番。

○7番（佐藤恵佐雄） ただいまの学校サポート事業につきまして説明がありましたけれども、この期間6か月ということですので、それから各学校に1名ずつサポートの支援の方をまず配置するというところでございますね。そうすると、この6か月間過ぎた、緊急雇用ですからそれはわからないわけでもないのですけれども、6か月間過ぎた後には、じゃあどういう形になるのか。例えば今のスクールガードとかいろいろありますけれども、せつかく6か月間の間にまずサポートされて、保護者の方、父兄の方というのは、子供方も安心して登下校できるという側面一つ、それからもう一点は、常時6か月間配置なるわけですから、この方はかなり時間的にある意味では余裕といいますか、それ相当のいろんな、普通の方じゃないと思うんですね、これから雇用する、これからかかるでしょうけれども。私が言いたいのは保育園とか保育所も、まず例えば近隣の、学校の近くにあるわけですから、その辺のところもやはりある意味で余裕あったらサポートするというのも一つの安全面からいって、まずこれは私の意見でございますけれども、そういう点のところは議論されなかったかどうか、それ一つ聞きます。

それから橋の点検でございますけれども、我々いろいろ地域を回っておりますと、かなり老朽化した、そしてまた耐震性にどうかなという、それから橋のガードとか腐食してかなり危険度があるんじゃないかなという面もまず私たち見て歩けばあります。そういう点検した後に、じゃあどういう形をまずとるかというこれからの対策でしょうけれども、いろいろまず161か所ですね。前に点検しているわけですよ、62か所を。その辺の議論というのは、調査段階としての議論というのはどういうものだったかどうか、こういう橋は危ない、これから今後、今、至急対策練らなければいけないとか、そういう話し合いは委員会の中で出なかったものかどうか、その辺についてお願い致します。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） まず、学校サポートですけれども、この6か月間終わりますとどうなるかということでございますけれども、これはあくまでも私どもは緊急雇用創出というようなことで話し合いをしておりますので、その6か月を過ぎたからどうするかということは、この予算の範囲の中で審議をしておりますので、そこまでは言及しておりません。

それと、橋のことでございますけれども、じゃあ橋はどうなるかということですが、まず調査が終わった段階でその161か所、このまず計画書を作成して、そして国の方に補助の申請をすると、こういう説明です。それまでで、それ以上のことを聞かれ

ても審議はしておりませんということです。

○議長（藤原幸作） 13番。

○13番（佐藤 昇） 委員長、どうもご苦労さんです。

3ページの7款1項2目の観光費についてでございます。

委員からも質問があったということでございまして、他町村でも県内では他町村との連携をして観光事業の展開を図っておると。本市におかれましても他の市町村と圏域を形成することで本市の観光資源がより効果的に活用することができるということでございます。私も旧町の議会、あるいは前の産業建設委員会のときもたびたびこのことに注目しておりましてお尋ねをしておるところでございますが、皆さんご案内のように今、地域の再生事業としてグリーンランド、くららを中心にした、いわゆる大型の直売所等々、大きな事業をこれから推進するということでございます。そのためには地場産業の育成、消費、地産地消ということにもかかわるこの広域の観光圏を形成するということは、大変潟上市の利益にもつながるということで注目しておるということでございまして、この点について当局では、あるいは委員からどのような質問のやり取りがあったということができる限り具体的にお願ひしたいと思っております。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 当委員会でもこの観光費22万円につきましては、これは新規事業ですので当然質疑がありまして、まず、この広域圏を形成するということは平成20年に観光促進関連法が制定されまして、その例えば境界線がつながる地域ですね。その市町村。11市町村が広域圏を形成して国の方に観光マスタープランというものを作成して申請をすると。なぜそういうことを行うかということ、要するにその市にいろいろな観光でよいところもあるでしょうし、そしてまたお互いに観光客を誘致するためにはそういう連携を保った方がいいんじゃないかと、そういうことで観光客誘致と観光地の掘り起こしですね、整備する、そういうことを目的にしてこの協議会が設立されたら、こういうことでございます。それで、市と致しましては、その大きな成果を期待しているということです。

○議長（藤原幸作） 13番。

○13番（佐藤 昇） よくわかりました。それで、本市から見ると他町村という範囲は、つまりは男鹿南秋、あるいはまた選挙地盤の2区を対象にしている範囲なものか、その点のあたりは当局ではどのような説明であったかお伺いします。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 男鹿から南です。例えば男鹿から南といえばこの男鹿市、潟上市です。それから秋田市、横手市、それから湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、三種町に東成瀬村まで、要するにその市の境界があるんですが、それがつながるところが一つの広域圏を形成する、こういうことです。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第66号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第1号、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番(児玉春雄) 委員長、ご苦労さまでございます。

私からは1点お伺い致します。

報告書の5ページの下の方、8款2項道路橋梁費の分の道路新設改良にかかわる工事請負費が1億845万6,600円となっております。それで今回は恐らく三、四本ぐらいに分かれていますと思いますが、新設道路があるのか、あるいは全部改良工事なのかどうか、それと今後の潟上市にとって新設道路の予定はあるかどうか、その辺のところお願い致します。

○議長(藤原幸作) 20番。

○産業建設常任委員長(西村 武) まず冒頭に申し上げますけれども、今回の今、児玉さんが質問したのは、これは決算についてですので、もう既に終わったことなんです。ですからこれは当然平成20年に予算化されたときに詳しく審議しておりますので、ただ、ここにかかわるものについては、要するに大清水下谷地線とか下出戸、追分上手というんですか、そういう秋田一五城目線とか、その新設路線が4本、それと道路改良工事費としては35件、合計で39本分にかかわる、そういう事業費でありました。ですから、これは決算ですので、あと継続事業としては大清水下谷地線とかやっていますけれども、今のところは特にこの決算では、この後どういう道路ができるかということは特に触れておりませんでした。

○議長(藤原幸作) 3番。

○3番(児玉春雄) 前にやってることはわかって私も全部定かでないのでお聞きしましたが、最後の方に大きいところが三、四本で、その後39本というのは、この1億、この中にあるんですか。

それと、そうすればここに係るのは決算であって、あくまでも今後の見通しについてはお話しはございませんと、こういうことでございますか。はい、わかりました。

○議長(藤原幸作) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第7号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第8号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第9号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第10号、平成20年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第15号、平成20年度潟上市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。

なお、佐藤義久文教常任委員長より議長あてに、本定例会における文教常任委員会において委員会条例第12条第1項の規定により、副委員長を委員長の職務代行としますの
で報告しますという文書が入っております。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。17番中川文教常任副委員長。

【文教常任副委員長の報告】

○文教常任副委員長（中川光博） それでは、冒頭、ただいま議長の方からもご説明ありましたが、潟上市議会委員会条例第12条委員長の職務代行の規定に基づき、私の方から報告をさせていただきます。宜しくお願い致します。

平成21年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成21年9月10日、11日
2. 出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸雄、佐藤 昇、佐藤義久
3. 説明当局 教育長、教育次長、各関係課長
4. 書 記 教育委員会総務学事課 鏡 孝子
5. 審査の経過と結果

議案第59号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について、ご説明
します。

歳入の主なものについて。

13款2項国庫補助金のうち3目教育費国庫補助金160万円は、理科教育設備整備費補助金で、小中学校の理科教育充実のための教材整備事業に伴うものです。

委員からは、授業時数についての質問があり、当局からは、平成20年度と平成23年度

を比較して、小学校全体で278時間、中学校全体で105時間の増となるとの説明がありました。

14款2項県補助金のうち6目教育費県補助金56万5,000円は、チェンジあきた・教育プロジェクト事業補助金で6月補正予算に計上しておりますが、事業内容決定による補助金額の増額です。

歳出の主なものについて。

3款2項児童福祉費のうち5目保育園費の主なものは、工事請負費45万9,000円で、昭和西保育園のフェンス新設工事にかかわるものです。

10目幼保一体施設整備事業費2,117万6,000円は、幼保一体施設建設にかかわる事業費です。主なものは委託料2,066万円で、内訳は設計委託料1,916万円、地質調査委託料150万円です。

10款1項2目事務局費500万円は、児童生徒派遣費補助金で、3つの中学校の東北大会および全国大会出場に伴う派遣費補助金です。

10款2項2目教育振興費は、小学校理科教材整備にかかわる備品購入費です。1校当たり10万円で7校分です。

10款3項2目教育振興費の主なものは、チェンジあきた・教育プロジェクト事業の事業内容確定によるものと理科教材整備にかかわる備品購入費です。1校当たり30万円で3校分です。

10款7項1目保健体育総務費90万円は、スポーツ少年団派遣費補助金で、野球やラグビー、ドッジボールなど団体競技での東北大会規模以上への出場が多いのと、今後3月までの大会出場予定への対応のための増額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、ご報告致します。

歳入の主なものについて。

11款1項1目民生費負担金のうち保育料負担金1億2,269万5,219円は、保護者負担金および広域入所分、延長保育料、滞納繰越分です。未収金は13世帯72か月分です。

委員からは、保育料の未収金についての質問があり、当局からは、その対応策として納付計画書と誓約書の提出や電話による督促を行っており、これからも未納の徴収に努めていくとの説明がありました。

12款1項8目教育使用料2,692万1,440円は、幼稚園使用料、社会教育施設使用料、保健体育施設使用料です。

14款2項2目民生費県補助金のうち児童福祉費補助金6,025万4,145円の主なものは、すこやか子育て支援事業費補助金公立保育園分3,548万8,380円、同じく私立保育園分が308万9,421円、放課後児童健全育成事業費補助金1,132万7,000円、地域子育て支援センター補助金600万6,000円です。

6目教育費県補助金の主なものは、すこやか子育て支援事業費補助金公立幼稚園分549万9,117円、同じく私立幼稚園分470万1,582円、ほかに幼児児童生徒学校生活サポート事業費補助金等です。

14款3項7目教育費委託金の主なものは、英語活動等国際理解活動推進事業委託金65万6,494円です。

次に、歳出の主なものについてご報告致します。

3款2項児童福祉費のうち1目児童福祉総務費は1,743万5,565円で、保育需要にこたえるための広域入所保育委託料494万1,330円、すこやか子育て支援事業費補助金643万5,842円が主なものです。

4目児童館費は1,976万3,584円で、児童館の管理運営にかかわるものです。

5目保育園費6億3,466万546円は、共働き等により保育に欠ける幼児の健全育成を図るため、8保育園の管理運営に伴うものです。

7目放課後児童健全育成費2,185万924円は、保育に欠ける学童の健全育成のため、7児童クラブの管理運営に伴うものです。

8目子育て支援センター費508万7,241円は、2か所の子育て支援センターの管理運営に伴うもので、地域で子育て支援を実施しております。

5款1項労働諸費のうち2目勤労青少年ホーム管理費445万2,067円は、勤労青少年ホームの管理運営にかかわるものです。追分地区での利用需要が高まってきております。

10款1項教育総務費1億3,542万2,691円は、1目教育委員会費のほか、2目事務局費で主なものは児童生徒派遣費補助金1,305万2,286円、中学校ホームステイ事業助成金331万2,000円です。

3目外国青年招致事業費830万1,826円は、ALT2人にかかわる経費です。

10款2項小学校費2億158万6,297円は、7つの小学校の管理運営および教育振興にかかわるもので、AEDの設置231万5,000円、追分小学校のグラウンド整備工事241万

5,000円、東湖小学校防球ネットフェンス設置工事155万4,000円が主なものです。

委員からは、英語活動等国際理解活動推進事業についての質問があり、当局からは、市内小学校全体の外国語活動の指導水準を図るための取り組みであり、県の100%補助であるとの説明がありました。

10款3項中学校費1億5,505万6,024円は、3つの中学校の管理運営および教育振興にかかわるもので、AEDの設置99万3,000円、天王南中学校トイレ改修工事766万5,000円、羽城中学校水飲み場新設工事368万5,500円が主なものです。

10款4項1目幼児教育総務費7,612万3,962円の主なものは、幼稚園就園奨励費補助金1,194万4,800円、すこやか子育て支援事業費補助金1,024万2,277円で、保護者の経済的負担の軽減と公立・私立の格差是正を図りました。

2目幼稚園費1億781万5,114円は、2つの幼稚園の管理運営に伴うものです。主なものは給食運搬用の保冷車2台の購入です。

10款5項学校給食費1億621万1,512円は、市内小中学校の学校給食の管理運営にかかわるものです。

10款6項社会教育費は2億20万113円で、1目社会教育総務費は芸術文化等の社会教育関係団体活動費補助金と各分館運営費補助金が主なものです。

2目生涯学習推進費は、生涯学習事業や各種の大会運営費、3目公民館費は3公民館および分館の施設管理および公民館事業、4目文化保護費は文化財の保護および環境整備、5目図書館費は図書館の管理運営と図書の整備が主なものです。

10款7項保健体育費は1億5,545万1,635円で、1目保健体育総務費は体育指導員報酬や全国大会出場祝金、各種団体への補助金、2目体育振興費は各種スポーツ事業の実施に伴うもの、3目体育施設費は28体育施設の管理運営および環境整備が主なものです。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、文教常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで文教常任委員会の報告を終わります。

ただいま文教常任副委員長より報告のありました議案第59号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありますか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 副委員長、どうもご苦労さまでございます。

2ページの主なるこの設計委託料、要するに幼保一体施設整備事業費の中のことで伺いたいと思います。

市長報告にもありましたとおり、幼保一体というのは潟上市の幼保一体化施設の基本計画に基づいて、このアンケート調査を保護者の方から行ったと。その中で150人の保護者の中で143人の方から回答をいただいて、しかも95%の方がまず回収して答えた、ということでした。その中で、要するに保護者の方は、統合に対して64%の方は統合に対して賛成だと。それから、どちらでもよいというのが30.1%ということで報告がありました。そのことについて、この2,066万円の規模、設計委託料からいって、どのくらいの施設の規模の大きさなのか、それから事業、総事業費がどのくらいなのか、それから、今現在、追分保育園ありますが、そのスペースの中で建物の横には当然運動広場があつて、遊具施設があつて、後ろの方にも遊具施設、それからプールがあります。現在のそのプールとか、それから遊具とか、そういうものはどういうふうな形、そのままの状態で建設されるのかどうかということをお伺いしたいと思います。開園は平成23年4月ということで開園は予定しているということですのでございますけれども、そのことについての委員会での議論、審査をひとつご報告願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 17番。

○文教常任副委員長（中川光博） 今の質問にお答え致します。

1つめの規模、その他、敷地等の配置についてどういうふうな検討されているかという質問でございます。今の質問は、同じように委員の方から当局の方に質問を致した内容でございます。

まず冒頭に、今回のこの設計委託料を計上しておりますが、今回の設計につきましてはプロポーザル方式、公募方式でこの企画立案を応募すると、こういうふうな説明がありました。既に追分幼児保育園と、この追分保育園の方ですけれども、これ一体ということですが、その規模は、その公募に対する基本的な条件ですが、規模の大きさは1,500㎡以上ということでありました。

あと先ほど質問にありました現在の追分保育園の敷地の配置はどうなるかということですが、これも一切白紙の状態、その応募してくるその企画立案の会社にお任せすると、そういうソフトの部分も含めて提案をしてもらおうと、そういうことの説明がありました。

この2つのお答えでよろしいですか。

○議長（藤原幸作） 7番。

○7番（佐藤恵佐雄） これ、私的なことで大変申しわけないけれども、追分乳児保育所

は私の記憶だと昭和45年頃建設されて、非常に地元、旧天王町、そして秋田市からも受け入れた時代もあって大変、私の子供も2人お世話になったし、本当にあの頃は大変助かった、皆さん地域からもう待望された施設であって、まず本当にその当局の方々は先見の目があったなということでみな地域から評価されていた感があります。そういう面からしまして、老朽化していることは事実でございますけれども、仮にもし23年に開園した場合のその後に現在の今の建物がどのようにするのかなというまでは話し合われませんでしたか。その辺ひとつお願い致します。

○議長（藤原幸作） 17番。

○文教常任副委員長（中川光博） 今の質問も委員会の中で十分に審議されました。

委員の皆様から老朽化が激しいので早く撤去すべきだというご意見と、せつかくあるのだから再利用できないかどうかしっかり検討して結論を出すべきだという2つのご意見の中で、当局からの返事は、再利用できるかどうかしっかり検討すると、そういう回答がありました。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。11番。

○11番（藤原典男） 歳入の主なものについてお伺い致しますけれども、最初に13款2項国庫補助金ということで教育費の国庫補助金、これは理科教育設備整備費補助金とありますけれども、これは潟上市だけがこういうふうに要望してなったのか、それとも一律にそういうふうになっているのかというそこら辺の関係と、あとは小学校、中学校にどんな理科教育の教材を整備するためにこういう補助金というか歳入のところであげてあるのかということをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（藤原幸作） 17番。

○文教常任副委員長（中川光博） それでは質問にお答えします。

最初の質問は、潟上市だけへの補助金なのか、あるいは全体の補助金なのかという質問ですけれども、その件については委員会の中で審議がありませんでした。

2つめの、どういう教材を買うための費用かということでしたが、これも実は委員の方から質問がありました。小学校が10万円、中学校が30万円、実は当初予算で同じ金額、小学校が10万円、中学校が30万円、既に計画予定されているということで、実質的には1つの小学校が20万円7校、中学校が60万円3校という予算組みになりますけれども、どういう理科教材を購入するかについては、現在、各学校、小学校の理科授業でそれぞれ買うものがかなり異なるということでしたので、一つ一つの物品名については説明が

ありませんでした。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、認定第1号、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、これより各会計補正予算案ならびに各会計決算の認定を順次採決していきます。

議案第59号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について採決致します。議案第59号についての各常任委員長および副委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。議案第60号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第61号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

(案) について採決致します。議案第61号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第62号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）について採決致します。議案第62号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第63号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について採決致します。議案第63号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第64号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について採決致します。議案第64号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第65号、平成21年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。議案第65号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第66号、平成21年度潟上市水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）に

ついて採決致します。議案第66号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

これより認定第1号、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について採決致します。各常任委員長および副委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号、平成20年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号、平成20年度潟上市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

は、社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定については、社会厚生常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定については、産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号、平成20年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定につい

ては、産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第10号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号、平成20年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第11号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第12号、平成20年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第12号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第13号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第13号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第14号、平成20年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第14号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第15号、平成20年度潟上市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

は、産業建設常任委員長の報告は認定です。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、認定第15号は原案のとおり認定されました。

(「議長、議事運営」の声あり)

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 議事運営の問題について一つ発言をお願いしたいと思います。

というのは、議長に確認をしていただきたい点があるわけなんです、先ほど文教常任委員会の報告があって、その冒頭に議長の方から委員長の代行の申し出があったということが報告されたわけなんです、報告書を見ましたら委員長は出席委員として名前が連ねられているにもかかわらず、委員長がなぜ代行なのかというちょっとわからないところがあるわけなんです、私が言うまでもなく委員長に事故がある場合は副委員長がその代理補佐をするということでしょうが、今後、今日も欠席のようですが、今後委員会を開くに当たってこういうふうなことがあればといいますか、先ほど議長が言われたように届け出があれば委員長、副委員長の交代はいつでも自由に行えるということで解釈をしてよろしいのかどうかというのが1点であります。

それからもう一点めは、文教常任委員会の開催日の中で委員会の全員協議会が行われているというお話を伺いました。全員協議会を行うのは委員長の判断かもしれませんが、当局を招致して説明を受けているということも伺っております。この委員会における全員協議会の行い方、あり方、あるいは今後必要なときにどういった手続を行って開くものなのか、その2点について議長に確認をお願いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 2点めについては後ほど暫時休憩致します。

第1点めについては冒頭に申し上げましたように、佐藤文教常任委員長から文書が入っておりまして、要約しますと、委員会を通しての委員長の職務の遂行が困難であり、審査の充実を第一に考えた場合、委員会条例第2条第1項中の委員長に事故ある時を適用するのが適当と判断するためということであります。

それから2点めは、委員会報告作成および本会議の報告の取り扱いについては、最終のところを読みますと、報告に対する質疑応答は委員長の職務代行が行うものとするというようなことで、いわゆるこれは標準のいろいろな指導書にもありますが、委員長が

それを報告するということの取り扱いだと指導されておりますので、そのような取り扱いをしたということでございます。

なお、暫時休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 1時54分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。

14番。

○14番（伊藤 博） 1点めのところで再度確認をさせていただきたいのですが、届け出によって事故がある場合ということの判断ができるということではありますが、先ほど申しましたように委員長は出席委員の中に入っているわけでありまして、出席していながらなぜ委員長の職務ができないのかという疑問が1点あります。本当に、今日も伺えればいいんですが、届けの問題のところの一つですね、そういうふうな事故があったということで、そうするとその事故がどういう判断でというようなことで、届けをすればもうそれで代行、副委員長と代わることができるのかという、届けをするだけでもうそれでいいのか、何らか審査をする過程があるのかどうか、今後のことについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） これについては特別の規定はございませんが、12条1項の事故という取り扱いは、事故というのは普通ですと支障があると、差し障りがあるというふうにとらえるべきじゃないかと思うわけですので、これは委員会でもって委員長がそのことに委員会に諮って、そのような形になったと理解しておりますので、いわゆる委員長が今後その一身上の都合でもってすぐ退席しなければならないということであって非常に委員長としての立場から見て困難であるという解釈のことをここに書いているということでございますので、できるだけ今後はそのような形のないようにということを議長としてもお願いしたいと、こういうことでございます。

○14番（伊藤 博） わかりました。

（「議長、関連」の声あり）

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） まずその文教委員会に委員長が出席しておりまして、その委員会報告の取り扱いというところで、これ地方議会の参考資料にもありますけれども、まず

委員会は付託された事件の審査または調査を終了すると、その経過と結果を委員長から議長へ委員会報告書を作成して提出するとなっておりますけれども、この手続の方はどうなっているのか、その委員長がいなければ別だけれども、委員長はその審査する過程で2日間ですか、ずっといましたので、ただ午前中はちょっといなかったという話も聞いたけれども、いるので、当然その委員長がその報告書を作成して議長に提出すると、こうなっていますけれども、この手続の方がどうなっているかと、こういうことです。

○議長（藤原幸作） 今、会議規則の中では、委員長が議長に届けるということになっているわけであります。しかし、先ほど申し上げましたように12条1項でもって事故ある場合は代理と。そして行政指導の中においても、いわゆるそこでもって副委員長が委員長代理をしたわけでございますので、その形でもって報告してよろしいという行政指導があります。

20番。

○20番（西村 武） 今日の報告については委員長に事故があるから副委員長が報告しましたけれども、届け出のときは、ちゃんとそこに委員長が2日間、その委員会に出席していますので、当然委員長がその報告書を作成して議長に届けなきゃいけないと、こうなっていますので、その手続はどうなっているかって、ここなんですよ。

○議長（藤原幸作） 20番にお答えしますが、先ほど申し上げましたように、職務代行について届け出があったと。そしてやはり行政指導上は、この会議規則では細かい文言はないわけです。そこで、いやいやその条項はありますけれども、それ以外の代行云々ということはそこでないので、12条の1項に基づいてもっていわゆるやったと、そういうことですのでご理解賜りたいと思います。届け出はきちんとこの委員長から報告あったということでございます。これは副委員長でもよろしいという行政指導があります。

暫時休憩します。

午後 1時58分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

暫時休憩します。再開は2時10分とします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

【日程第29、発議第4号 潟上市議会議員定数条例の制定について から 日程第30、発議第5号 潟上市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第29、発議第4号、潟上市議会議員定数条例の制定についてと日程第30、発議第5号、潟上市議会の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを一括して議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第4号と発議第5号を一括して提出者より説明を求めます。19番大谷議員。

○19番（大谷貞廣） それでは、潟上市議会議員定数条例の制定について、提案理由の説明を致します。

潟上市議会議員定数条例の制定についての提案理由のご説明を致します。

私たち議員の仕事は、市民の声を市政に届けて実現すること、市民の立場で市政をチェックすることにあります。

現在の潟上市議会の議員定数は22名であります。類似団体と比べても決して多くはなく、地方自治法の定めにある定数の上限である26名から既に4名を減じております。これからの自治体には、地方分権によりますます自己責任における行財政運営が求められます。最小の予算で最大の成果は言うにおよばず当たり前のこととなります。

これらのことを十分に念頭に置きながら、さらには経済対策、教育、福祉、まちづくりなどの合併後の課題が山積している状況、昨今の社会経済状況もあわせて考えるとき、この時期に議員の定数を大きく減ずることは難しいものの最大限でき得る範囲内、議会の自助努力により議員数を減ずることは避けて通れないものがあると考えられます。

本議会は、一時期、欠員により20名で運営してきた実績がございます。議会運営上、非常に厳しい場面もありましたが、議員個々、議員一丸となった努力により乗り切っております。この実績などを踏まえ、このたびは議員定数を22名から20名の2名減として条例を制定するものであります。20名の議員は、潟上市政の発展のために、これまで以上に日々、市民のために額に汗して議員議会活動に邁進し、市民から確かな評価をいただけるようであればならない、議員は議員活動により市民から評価をいただくもので

あるということを常に念頭に置く、これらが何よりも重要になってくるものであります。
以上が提案理由の説明であります。

次に、潟上市議会の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について提案理由をご説明致します。

現在、市議会議員は本会議、委員会に出席した場合、日当を含む旅費的な意味合いのもととして費用弁償が日額1,600円支給されており、一方、非常勤の特別職員については1,000円が支給されております。

これについては、議会の会議は会議規則により午前10時より午後5時までが会議時間と定められております。一般の会議よりも会議時間が長い、拘束時間が長いといった想定前提などに基づいた面もあります。しかしながら、議会の会議が必ずしも午前10時から午後5時まで開催されるものではなく、また、一般の会議も場合によっては一日かかるものもあり、条例が想定している状況と実情とは差異が生じているのも現状であります。

このことから、このたび非常勤の特別職の費用弁償に倣い、議会議員の費用弁償も1,000円に改定するものであります。

以上が提案理由の説明でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより発議第4号と発議第5号の一括質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 定数の問題なんですけれども、類似団体を見ながらということ、それらのお話されましたけれども、どういう資料をもとにしてこういう判断をされたのかということをお聞きしたいと思います。

さらに、2005年3月に全国都道府県議長会が出した追加報告の中で議員の定数について、一律に削減論は適当ではないということでもいろいろ載っていますけれども、それと同じく2006年2月に全国市議会の議長会でも同じようなやはり定数削減については、今後分権が行われる中で非常に大きな仕事も議会の中に行われるので、これは一律に、むやみに削減すべきでないというようないろいろなものが出ていますけれども、こういう都道府県の議長会の報告とか全国市議会の議長会のいろんな訴えというか報告の内容なども審議の対象にしたのかと、そこあたりをちょっとお聞きしたいです。

それから、費用弁償についてですけれども、わかりやすく言えば、総括質疑あった日は午前中でまず大抵、ほとんど終わりです。ですから一日出てもその額、半日出てもそ

の額、これが妥当なのかということもあります。ですからそこら辺も含めて、私は削減には賛成なのですけれども、そこら辺の一日単位、半日単位についてもお話があったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○19番（大谷貞廣） 前段の議員の定数の件ですけれども、これについては県内の他市、特に類似する男鹿市、あるいは鹿角市の例を見て、定数は20人であることから、20人の定数で本市の議会運営は可能か、さらなる定数の減は可能か協議しましたが、20人の議会運営は実績も可能である。しかし、それ以上の定数減は合併後の課題が多い現状では難しいと判断せざるを得なかったわけです。ということで20人の定数になりました。

以上が経緯のあらましでございます。

今回20名としておりますが、これは未来永劫20人という意味では決してございません。合併後の諸課題に道筋がつき、ある意味で市政、議会が安定した時期には、さらなる定数の減について市民の声を聞きながら、民意を反映しながら速やかに検討しなければならないと考えております。

費用弁償の件ですけれども、基本的には今任期中は現行のままとするものであります。非常勤の特別職の費用弁償との調整、さらには費用弁償の支給根拠、支給対象とする会議についての調整などについて、なお調査研究が必要な部分があります。当局との協議も必要であります。これらのことについては早急に結論づけることには難しいものの、現段階で議会においてできる限りの判断と道筋、考え方をまとめて具体的な形として来年2月改選の新議員に引き継ぎたいという意味でこのことを提案した理由でございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 私最初に聞いたのは、この定数削減に当たってどんなものを資料として、判断材料として使ったのかということをお聞きしながら、この全国の市議会議長会のいろんな中間報告とか全国都道府県の会議の中でも、この定数削減についてこれ出ていますけれども、それなども参考にしながらやったのかということをお聞きしたのですけれども、そこら辺をもう一つお聞きしたいのです。材料も含めて。

それから、費用弁償については単純な話、一日単位でも半日単位でも、そこら辺のところはどうなったのかと、半日単位でも何というんですか議題にのぼったのかというこ

とをお聞きしたのですけれども。

○議長（藤原幸作） 19番。

○19番（大谷貞廣） ただいまの藤原さんのご意見のもいろいろありました。ですけれども、全員の意見集約をもってこのようなご提案になりましたので、宜しくご理解ください。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 私、この定数問題をどういうふうに判断したらいいかというのは、皆さんの意見も本当大事なのですけれども、それをもとにする材料というか資料をもとにしながらやはりいろいろ判断したと思うんです。ですからそこを、どんなものを使ったのかということをお聞きしているのですけれども、そのことについて明確な答弁がないようなので。

それから費用弁償についても半日単位とか一日単位でもってというようなところの議論があったのかないのかということもお聞きしているので、そこはないといえませんが結構ですけれども、そういうことを聞きたいのです。

○議長（藤原幸作） 19番。

○19番（大谷貞廣） 藤原さんから今きついご意見がありました。これらはいろいろ議員の皆さんからご意見をはいでもらって結論に達したと。先ほどもどういう資料云々と言ったのですけれども、県内資料、特に類似する男鹿市と、こういうものを例を見て決めたと。しかも私、議員の身分というものについては、やはり潟上は潟上市の議員が責任を持って、自己責任でもって決めることであって、全国の市長会から云々とかと言うものではないと思っています。これは議員の皆さんも特別委員会の皆さんも認識して今回の結論に達したわけでございます。ご理解ください。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 発議について質問を3点行いたいと思います。

1点めは先ほどの藤原さんの質問と重複するところがあるかと思いますが、現行が22人の議員であります。それを2人減らして20人にするという今、発議案であります。この2人減少させるという根拠、明確な根拠はどこにあって2人ということになったのか。それで、先ほどの説明では合併後の課題が多いために2人減にして、これ以上の減はならないと、合併後の課題の解決につながらないということでありましたけれども、

私昨年の6月に一般質問をして、議員定数は14人でも大丈夫じゃないかという提唱を致したわけでありましたが。この14人という数字の提唱について特別委員会での審議の内容ですとか議論の言及について、どういうことが行われたのかというのが2点めでありま

す。
1点めは先ほどの2人減員をするという根拠であります。2点めが14人の数字の議論であります。

3つめでありましたが、発議どおりとすれば定員を2人削減するということでもありますけれども、片や先ほど申しましたように合併後の課題が多くてそれ以上はもう無理なんだということでしたが、しからば20人で議会を構成していくときの今後の期待できる効果、あるいは今後の議会組織、議会活動はどのように行っていくのかというようなことまでの議論を経て20人に落ち着いたということなのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

以上3点です。

○議長（藤原幸作） 19番。

○19番（大谷貞廣） 14人という話はございませんでした。

先ほど藤原さんのときも話したのですけれども、参考は県内の類似する男鹿市、そういうところを参考にして決めたということでございます。

18人と20人ではどうかという今のご質問ですけれども20人に決めたと。

今後どうなるか、効果までは…例えば……。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時28分 休憩

.....
午後 2時31分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

19番。

○19番（大谷貞廣） 伊藤議員にお答えします。

定数に関しては現状20名、18名。14名という声は出なかったです。

何で20名か、先ほどもちらっと出たのですけれども、合併後、これ以上、20名以下にした場合、市民の負託に果たしてこたえられるかどうかということで20名にした結果でございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 先ほど委員長の答弁の中で、潟上市は潟上市の議会は議員が決めるので自己責任で行っていくのだというお言葉もあったわけなのですが、20人の根拠ということになって今おっしゃられたところですが、参考にされたのは男鹿市だということなのですが、あくまでやはり参考にすることはできても、それに縛られるようなことというのは、むしろ自己責任の考え方に反していると思います。

私が申し上げるまでもなく、やはりいろいろと改革の波があったりして急激な変化もあるわけなのですが、自己責任と言えば、やはり議会が議会をというよりは市民と協働でまちづくりをしていくという仕組みや組織の改革を進めなければならないであろうと思います。そういうことによって議会のあり方とか性格を大きく変えていかないことには、議会が改革するということにつながらないと思います。法定数も出てきましたけれども、あくまでも上限値であって、その法定数が目的値だという考え方というのは、前提としておくにはちょっと不確実な数字ではないかなと思っております。非常にこれ、議員のこと、身分のことと言いますが、迷うといいますか非常にこの問題があるのですが、意外に議論が足りないというのが率直な感想であります。14人という数字は出てこなかったとおっしゃいましたけれども、14人という提唱を一度私が一般質問の中で出しているわけであって、委員長としては14人という一般質問もあったがどう考えるという持ちかけを一度していただければよかったなとは思いますが、やはりこの20人にするという、その2名を減じるというところの根拠が今伺っただけでは非常に希薄に感じます。これで市民の方々に、なぜ2名を減ずるのかという説明が非常に我々としてはしにくい理由ではないだろうかと思えます。18名も出たということですが、しならば改めて伺います。18名まで出たということですが、18名であれば議会機能が失われるとか、支障があつて18はだめということになったのか。

それからもう一点、報酬も今同時に上程されておりますが、費用弁償のところだけ1,600円を1,000円に減じておりますが、なぜ議員報酬本体そのものには手をつけずに据置だと、先ほど中間報告ということも委員長行いましたけれども、なぜ報酬そのものには手をつけずに費用弁償だけを減じてこういう結果に、発議になったのか、再度2点お伺いします。

○議長（藤原幸作） 19番。

○19番（大谷貞廣） 簡単に決めたようなお話をされてちょっと困ったなと思っておるのですけれども、我々市民と一体になっているということは、これは潟上市政も当然のことだと思えます。それで、その一体となって改革、前進しようとするから、こういう改革委員会も出たことであって、何も報酬も話さない、そういうものではございません。報酬も十分議論しました。だけれども結論に達しない。今回の場合は結論に達したものを9月定例会に出さなければならないということで2件を発議したわけでございます。これは委員会に出ておる方々、議長、副議長もアドバイザーになっていただいて、その前段階には委員会というものは会派があって委員会の構成の人員になっているはずですから、そこら辺をよくご理解していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

○14番（伊藤 博） 議長、質問の答えになってない。

○議長（藤原幸作） 19番、18人の問題について教えてください。

○19番（大谷貞廣） 議員定数のものは、現状も20人も18人もいろいろ議論を重ねたのです。その結果、20人が今の場合はベターだろうと、そういうことでこれを発議したことなのです。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。14番。

○14番（伊藤 博） 反対討論。

○議長（藤原幸作） 反対討論からいきます。14番。

○14番（伊藤 博） 発議に反対の立場から討論を致します。

先ほど質疑の中で質問を繰り返しました。しかしながら、22人を20人に2人減ずるという明確な根拠の説明は私には受けとれませんでした。

先ほども申し上げましたけれども、時代背景は急変と言えるような状況になっております。その中で我々議員に求められているのは、量・質・機能の面で改革していくということであろうと思えます。市民は議会に何を求めているのか、それはただ減員をして人数を減らす、それだけを求めているとは思えません。今申し上げましたように、量・質、そして機能を高めるということは何よりも市民が議会に期待していることだと思

ております。

先ほども申しました地方自治の変更というものは、市民自ら自己責任で担っていく時代となっていると考えます。市民が主体の地域運営が行われていかなければならないわけでありまして、当然議員も市民協働のまちづくりのために仕組み、組織の改革を進めることによって、その結果、議会のあり方、あるいは性格を変えていかなければならないと思います。当然、議会や議員の役割や立場もあり方が変わっていかなければなりませんし、それは市民が議員の資質・能力などに大きな関心を寄せることになるだろうと思います。議員定数は現状か削減か増員かという選択肢があれば、現行の議員数を大幅に削減しても十分議会運営、議員活動は可能であります。むしろ削減をして議会機能を現状維持するということは、議会機能の向上を図るということにつながると思います。行政当局に行政改革を推進させておいて、議員は自らの組織である議会について改革をこまねいている、あるいは手ぬるい、そういうようなことがあっては不合理であって市民の利益にも反するものだと考えます。

法定議員定数はあくまでも上限値であって目標値ではないのであって、それにとらわれた発想は市民にとってこれもまた不利益になることだと思っております。

人口対比での議員数の考え方もあったようですが、逆に人口対比で議員数を考えた場合に市民に対する負担を多くまねく恐れもあります。

他市の動向は、あくまで参考とすべきものであって、自ら考え、それに縛られることがあってはならないと考えます。

市民の声を行政に届けるのは議員個々の努力の問題であります。定員削減で市民の声が届けられないということは、議員の努力が不足しているからにほかなりません。定数削減によって市民の声の反映、あるいは行政監視能力が低下するということの懸念は、自ら議員の資質と活動を否定していることにつながります。これもまた議員個々の努力の問題となるべき問題です。

最後になりますが、議員の立場や名誉のためでなく、守るべきは市民の声という考えに立って、市民のための議会改革を引き続き行わなければなりません。そのため私は今回の発議に対して14人という提唱をした立場もあり、この数から大きく隔たった20人定数ということが発議されましたこのことについては先ほど申しましたように、はっきりした根拠はまだ自分では受け入れられるものがありません。議会改革という観点から議員定数のあり方、議員活動などに結びつけた議論がまだ不足していると言わざるを得ま

せん。本発議を容易に自分として容認できるまでにはなっておりません。ですから、この発議、条例案に対しては、私は反対をさせていただきます。議員の皆さんもこのところをご一考して判断していただければと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 賛成の発言がないようでございますが、次に反対者の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） 私は発議第4号について反対の立場から討論を致します。

これは現状22名を維持すべきだという立場から反対討論を行います。

議員定数問題は、地方政治における民主主義の基本問題です。地方自治体は国の議員内閣制と大きく異なり、執行機関である首長と自治機関である議会の議員を住民の直接選挙で選ぶ二元代表制をとっており、それぞれ独自の権限と役割を持っています。

ご承知のように平成17年3月に旧3町が合併となりました。合併前の各町村の議員定数は、旧天王町が20名、旧昭和町が18名、旧飯田川町が16名で合計54名でした。そして合併協議の中で22名に決定され現在に至っているわけですが、地方自治法第91条では、法的には人口50万人未満から2万人以上は26名までの議員定数を確保していいことになっております。54名から32名減の22名、更に2名の減となれば、ここ四、五年の中での大幅な削減です。議員定数の削減については市民からいろいろな声が上がっておりますが、総じて言えば議員活動が市民から見ると十分な活動をしていないから議員にふさわしい活動をしてもらいたい、私たちの声を代弁して議会や市当局に届け、自分たちの生活を改善して欲しいという願いが込められた批判と私は思っております。ですから、今改善すべきは議員定数の削減ではなくて、議員活動の改善だと思います。

現在、潟上市でもようやく議員活動のあり方も含め議会改革特別委員会が設置され、市民から信頼される潟上市議会の創造に向けて動き始めました。

2005年3月に全国都道府県議会議長会が出した中間報告によりますと、定数についてこのように述べております。「議会は地域における政治の機関であり、行政体制の一部ではない。したがって、議員定数の問題は単に行政の簡素・合理化と同じ観点からのみ論ずる問題ではない。議員定数は議会の審議能力、住民意思の適正な反映を確保することを基本とすべきであり、議会の役割がますます重要になっている現状においては、単

純な定数の一律削減論は適当ではない。また、競って定数削減を行うことは、地域における少数意見を排除することになりかねない。」このように留意すべきだと警鐘を鳴らしているわけです。

同じように2006年2月、全国市議会議長会の中でも行政問題研究会の調査研究報告書の中では、「分権時代における市議会の役割について」ということで、「議会の執行機関に対する監視の役割が一層重くなり、議会の構成も都市全体を見渡すことのできる議員で多く構成されるようになることが求められること。執行部に負けないほどの政策論争を重ねることが必要であり、監視・政策・立案機能の向上を果たす上においても相当の議員数は必要である。」と述べています。また、同研究会総会における「分権時代の市議会のあり方」と題した講演では、「地域の民主主義を代表する議員の定数が減り、代表率が低下している。これで本当に多様な意見を調整していくことが可能かどうかという危機感がある。議員定数が削減されていく中で、一体、少数者の意見はだれが代表するのだろうか。」と述べております。

このように、分権時代において議会に求められているのは議員定数の削減ではなく、むしろ逆に多様化した市民意思とニーズに対応できるだけの議員の数であり、議員・議会の質的向上とともに住民のために働くことこそが求められているのではないのでしょうか。

そもそも市民から選挙によって選ばれた議員の仕事は、民意の反映として市民の願いや声を議会に届け、当り前の正当なる要望についてはその実現のために頑張ること、2つめは市民生活の向上のために地方自治法にのっとり、よりよい方向に行政運営の意見や提言をすること、3つめは市民のいろいろな悩みや生活不安に対し、地域でのよき生活相談相手となり生きる希望を与えること、4つめは行政に対する市民に代わってのチェック役となることなど、その活動は多彩で多岐にわたると思います。そのためのさまざまな知識も必要です。このような市民から選ばれた議員は、いつも市民から頼れる存在として、地域の顔としてそれぞれが頑張っていることと思いますが、合併してからまだ5年余り、まだ国保税や水道料金の統一、庁舎建設問題、介護の問題など今後の潟上市の行政運営については、これからが正念場と思いますが、定数削減となれば市民の声の反映が遠くなり、行政へのチェック体制が弱くなること、そして地域のおなじみの議員が遠のき気軽に相談できる議員がいなくなることや地域バランスが崩れることなど、市民にとっては不安材料が広がるのではないのでしょうか。

議員定数の削減については、大幅な人口の増減があったときなどは削減の理由として正当と思われませんが、見直ししなければならないという急激な人口減は合併後起きていませんし、定数削減については議会制民主主義の根幹にかかわる問題であります。5年そこそこで削減、そして世代が変わってまた5年ぐらいで削減と、定数削減が際限なく続くとすれば民主主義の崩壊につながります。一定の議員数の確保は必要です。議員定数の削減をするなら、その前に議員報酬の削減をすべきだという声に、どう答えていきますか。定数削減しても議員活動の中身が変わらなければ何のための定数削減だという声に、どう答えますか。今改善すべきは、私も含めた議員活動のあり方、改善が急務と思われまます。先ほど述べました市民の声を届ける民意の反映、地域での信頼され、よき相談相手、行政へのチェック機能の維持、合併効果の検証と今後の行政運営への提言などの面から見て、定数削減は現在の潟上市には必要とは思われませんので反対致します。これが私の定数削減の反対理由です。

以上で討論を終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） ないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決しました。

【日程第31、発議第6号 潟上市政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第31、発議第6号、潟上市政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）について。

議案の朗読を省略します。

発議第6号を提案者より説明を求めます。15番伊藤議員。

○15番（伊藤栄悦） 市行政の基本的な計画の議決に関する条例（案）の提案理由について申し上げます。

地方分権一括法施行後、地方分権が推進されてまいりましたが、今回の衆議院選挙において地方分権の実現を目指す民主党政権が誕生し、地方議会の果たす役割がますます大きくなっております。その中で議会のさまざまな機能の強化が求められ、政策立案機能の強化、開かれた議会の推進、監視機能の強化などの見直しが必要となっております。

議員の皆さんがご承知のように、憲法第93条では、首長と議会議員がともに選挙によって選出される二次代表制がうたわれております。これは行政を統括する行政権、執行権と立法機能を司る議会が抑制と均衡、チェックアンドバランスによって相互の独断と専行を防止し、国民・市民の権利を保障する民主制度であります。

地方議会が本来的立法機関としての役割を果たし、自治体の重要事項は議会の権限として捉え、議会の自立性を高めることも今まで以上に重要となっております。これまでは市は市政にかかわる基本的な計画の策定について、議会に対して一部については全員協議会で説明されてまいりましたが、全員協議会は法的な根拠のないものであり、計画の持つ重要性にかんがみ、私たちは地方自治法第96条第2項に基づき、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例を定め、議会の議決する範囲を拡大し、市政の方向性を決定づけるような基本的な計画について、議会が政策形成に策定の段階から参加することにより市行政の方向性を明らかにし、また、議会と執行機関が十分な議論を尽くす中で計画の実効性を高めるとともに、政策策定のプロセスや結果について情報を公開し、市民への説明責任を果たし、透明性の高い効果的な市政を推進していくものであります。

この条例は地方分権化の推進する政治状況の中にあって、議会改革、議会の活性化の一環と位置づけ、議会の権限の拡大を図るための議員発議による提案であります。

議員諸君には、提案理由をご理解いただき、ご賛同くださいますよう希望致します。

以上をもって提案理由を終わります。

次に、提案条例の内容について申し上げます。

潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律67号）第96条第2項の規定に基づき、

市政に係る基本的な計画について議会の議決すべきものと定めることにより、計画の策定段階から議会が政策の実現に向けて積極的な役割を果たし、市民の視点に立った実効性及び透明性の高い市政を推進することを目的とする。

(議会の議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は次のとおりとする。

(1) 地方自治法第2条第4項の規定により定める基本構想に基づく基本計画の策定、変更(軽微なものを除く。)に関すること。

(2) 環境基本計画

(3) 地域福祉計画

(4) 地域防災計画

(議会の議決)

第3条 市長等執行機関は、前条各号に掲げる計画を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(実施状況の報告)

第4条 市長は毎年度、第2条に規定する事件について実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告するとともに公表しなければならない。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に施行されている事項については、この条例の規定により議決されたものとみなす。

以上であります。

○議長(藤原幸作) これで説明を終わります。

これより発議第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

○6番(藤原幸雄) どうもご苦労さんです。

私から1点だけ確認をさせていただきます。

今、新しく上がったいわゆる3つの計画です。これはいうまでもなく環境基本計画、地域福祉計画、地域防災計画、この3つの計画を市当局から、これに対して対応できるとか、あるいは対応できないとか、もっと時間を貸してほしいとかいろいろあったと思いますが、その内容についてひとつご説明いただければありがたいと思います。

○議長(藤原幸作) 15番。

- 15番（伊藤栄悦） この提案しております事件でございますけれども、2と3と4、このことについては市当局とは協議は致しておりません。協議そのものは致しておりません。私たちは私たちの主体的な考え方でこれを提案しております。
- 議長（藤原幸作） 6番。
- 6番（藤原幸雄） 私の考えでは、よほど前の報告では協議したというように理解しておりますが、しからば伊藤栄悦議員、あるいは佐藤 昇議員、あるいは菅原久和議員、小林 悟議員、中川光博議員がそのような一致した考えであるのかどうか、あわせまして今回、先般、新人議員としてご当選されました鈴木斌次郎議員がどのようなご見解で、いわゆる賛成委員になったのか、署名したのか、その辺の内容もひとつ確認をしたいと思えます。
- 議長（藤原幸作） 提案者の方から、15番、お願いします。
- 15番（伊藤栄悦） 今の内容というのは、私に対してじゃなくて、賛成者に対してするわけですか。これは提案者に、提出者に対して質問することではないかと思えますけれども。
- 議長（藤原幸作） 6番、これについては提案する方の立場のところに質問をするということをお願いをしたいと思います。13番。
- 13番（佐藤 昇） 先ほど伊藤議員が提案理由を説明を致しました。私も提案者の一人でございます、今、藤原議員のいわゆる質問のことに伊藤議員と重なる点があると思えますが、3点についてのいわゆることがどうであったのかということでもあります。
- ご承知のように先般、この件について全員協議会を開催した経緯もございまして、その後、私もいろいろ調査を研究をしまして、この3点に絞った点を説明します。
- ご承知のように潟上市におかれましては、策定済み、またはこれら策定予定の主な計画として、およそ14項目ございます。潟上市総合発展計画、都市計画マスタープラン（策定中）、国土利用計画、環境基本計画、道路整備計画、森林整備計画、地域防災計画、地域福祉計画、次世代支援行動計画等々あるわけですが、それを関連づけられたものを集約して市民のいわゆる生活に深く関係し、重要と認められる部門の基本的なものを調査研究して、そしてこの3点に絞っていわゆる提案した理由でございます。これは極めて重ねて申し上げますが、喫緊の市民の生活に深くかかわる事項をまず重点的な事項として提案したものでございます。宜しくご理解のほど申し上げます。
- なお、先ほど伊藤議員がお話されておりますように、私も議会が町民の代表機関とし

て地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会はその持てる機能を十分に駆使して自治体事務の立案、決定、施行、評価における論点・争点を広く町民に明らかにする責務を有しております。自由闊達な討議を通して、これら論点・争点を発見、公開することは、討論の広場である議会の第一の使命と考えております。このような使命感の達成するために本条例を上程し、議員の皆さのご理解を賜りたいと、こういうような心境でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） 私もし間違っていたらご容赦いただきたいと思いますが、6月議会におきましては市当局とすり合わせをするというように伺っていましたので、そのことについてのその内容を確認をしたいということでございます。したがって、最終的に質疑応答等あった場合に、大変重要な意味合いを持ちますので、議長の取り計らいで何とぞ当局からご説明といたしますか、確認をしたいと思いますが、これできますか。宜しくをお願いします。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 3時08分 休憩

.....
午後 3時09分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。

6番。

○6番（藤原幸雄） ですから、内容を若干変えたということと附則の問題もありました。だから、その問題もありまして、今、提出者からあったその内容と市当局と詰め合わせた経緯があるのかどうか、そこら辺をひとつ当局からご説明いただければ大変ありがたいと思います。

○議長（藤原幸作） 6番、先ほど15番からその当局とのことはなかったというご発言がございましたので、そのような形でもってご理解賜りたいと思います。ですから当局の答弁というところは、なしにしていいただきたい。というのは、提案者の方でそれはありませんと、そのように申されておりますので、その点をご理解賜りたいと思います。

6番、どうぞ。

○6番（藤原幸雄） 4回めになるわけですがけれども、一方の話だけ聞いて、果たしてこ

れでいいのかということをお私そこ、疑うわけではないけれども、そこをひとつ確認したくて言ったわけでごさいます、もしできれば…議長の裁量権で、できたらひとつその発言を求めて、なかったならなかった、あったんだらあったということをおひとつ確認したいと思おいますので、そこら辺ひとつ先ほどから何回も言うように議長からひとつ取り計らって、一般であれば提出者から言うことであるけれども、そのことは十分承知しておおいますけれども、一方の話だけ聞いて、別に伊藤議員を疑うとかというそんなことはなないけれども、どうなっているのだかと、そこら辺をおひとつ伺っているわけです。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 3時10分 休憩

午後 3時32分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開しまして、今まで休憩中にいろいろ発言があったわけですが、まとめて提案者の15番から一言、今までいろいろあったわけですがけれども、そのことについて提案でもって説明で追加ありましたらひとつやっってください。

○15番（伊藤栄悦） 今の前の、いわゆる6月議会のことの時の、いわゆるその変えたとか変えないとかという議論で、そのときにいわば前の取り下げの内容は、行政に係る基本的な計画の議決に関する条例のこの取り下げについては、行政当局が運用細則を整備するための時間が必要であるということで一応取り下げたということ。その取り下げたということは、もはやこれは廃案になったということでもあります。ですから、私たちはこの6月議会のあの内容は既に廃案であると。そしてその後で、いわゆる8月17日ですか、これはそのときに全員協議会をやりました。そのときに当局の方から96条の2項について説明がありました。その説明のときに、いわゆる報告事項と議決の事項という、こういう内容が私は示されたと思うのです。ですから、そういう中で私たちは今までの廃案になったものは廃案、そして新しく提案する内容はそういうような当局の説明もあったし、そういう意味からして主体的に考えてこれを具体的に提案したと、こういうことでごさいます。

それからもう一つ、先ほどの話では、当局が運用規則を作ると、こういうことで時間が足りないとかということでもありますけれども、これは本来であれば、前にお互いに話し合いをすることも必要かと思おいますけれども、まずは条例が制定してから、この3日間のうちで当局にこの条例が届けられるわけです。そしてその後から二十日間の間に運

用規則が必要であれば、それは必要で作ると、必要なければ作らないと、こういうこと
でございますので、そのときにもし当局が提案者、提出者のその意見も聞かなきゃいけ
ないといったときは、これは私どもにお話いただければいつでもそこにまいると、こう
いう考えで私たちはおりました。ですから、今回の提案というのは、唐突というよりも
そういうようないわば当局の説明と、それから私たちの主体的な決定でこういう提案を
しているということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） ほかに質疑ございませんか。20番。

○20番（西村 武） まず、6月議会では先ほどもお話ししましたように、運用の細則を
整備するというようなことからこの取り下げをしておりますけれども、9月では運用規
則、そういうものを整備するという必要はないのかどうかということです。

それと、まずもう一点は、先に市長の行政報告でも自治基本条例の制定を検討してい
るという話がありました。そして先般の全員協議会でも地方自治法96条の2項に関する
議決事件についての規定は自治基本条例に包含されると思うと解しておりますので、そ
れでもまずこの96条の2項、その他議会が定めれば議決することができるということで、
これをどうしてもやるという考えですか。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 先ほどの運用規則が必要であるかどうかということなのですけれ
ども、これは先ほどお話ししたとおりでございます。そして、法律では行政機関が運用規
則を作るのであって、立法機関である議会が、議員がそれを作ることは禁じられており
ます。ですから、まずは行政機関が、もし必要であれば運用規則を作ると。必要でない
場合は作らなくても結構。しかもその運用するとき行政機関が自分たちの都合のいい
ようなものを作るということもあり得るわけです。ですから、そういう何というんです
か法律にのっかって、そしてちゃんとした道筋を通して、そして私たちは提案している
ものでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。14番。

○14番（伊藤 博） この発議に対しまして質疑が今行われていますが、先ほど休憩中
にもいろいろあったわけなのですが、この今回の条例の制定に当たって、まず基本的な
こと、事項を確認をさせていただきたいと思っております。

その内容については、地方自治体への条例制定権は憲法でも保障されているわけであ
りますけれども、この地方自治法にも法令に違反しない限りにおいて条例を制定できる

というのは先ほど言われたとおりであります、その上で今回の条例案を策定するに当たっては、上位法についてはすべて確認をされているかという点であります。当然、上位法がありますから、政令・省令もあろうかと思えます。通知・通達もあろうかと思えますが、すべて、できるだけすべてこれを確認をしているのかどうか。というのは、上位法で規定をされていることについてダブって、同じような項目について条例で再度制定しているという点はないのか。

もう一つお伺いしたいところは、確認をされているという場合に当たっては、「法律の範囲内、あるいは法令に反しない限り」という文言が法律の中で出てきますけれども、そういった文言に対してダブリ、あるいは抵触するというような精査はされているのかという点を1点お伺いをします。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 今の1から4についてですけれども、これは法律的にどうなのかと、こういうようなことをございますけれども、これは法律的にちゃんと上位法がございます。それは、例えば環境基本法というものは、これは潟上市環境基本条例第8条というのがあります。それから地域福祉計画は社会福祉法第107条というのをございます。それから地域防災計画は災害対策基本法第42条ということをございます。それで、これらはその前に潟上市の総合発展計画というのをございます。これは潟上市の基本構想でございます。そしてこれらは、後の3つの方は基本構想の理念に基づいて各部局が、いわゆる個別の計画、部局の計画として策定しているということでもあります。ですから、考え方によっては潟上市総合発展計画というの、これは議決2条4項で議決案件であります。場合によれば、一つの考え方としては、その基本計画であるから、これもいわゆる一時不再理というんですか、この計画にもしかしたら反するのじゃないかというようなことが言われるわけですが、これは反するものではないということがはっきりしております。これは各部局のいわゆる個別の計画、基本構想の理念に基づいた、いわゆる個別の各部局の計画でありますので、これは改めて議決するときは議決案件として提案しなければならないと私は考えております。

○議長（藤原幸作） あと、法律との精査。

○15番（伊藤栄悦） 法律とのこれはちゃんと精査しております。違反はございません。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。14番。

○14番（伊藤 博） すいません、もうちょっと続けさせてください。

今、法律の範囲内、あるいは法令に違反していないというのの精査は十分だというようなお話があったわけですが、ちょっと具体的にお伺いをします。

例えば環境基本計画というのが出てまいりましたけれども、当然国の環境基本法にあるわけですが、これを踏まえて潟上市も環境基本条例を制定しておりまして、第8条においては先ほど言われたように具体的に条文化されておりますけれども、3項においては「市民及び事業者の意見を反映させることができるような必要な措置を講じなければならない」、4項には「環境審議会の意見を聞かなければならない」という規定があります。今回の条例案の目的の中にあります「市民の視点に立った実効性および透明性の高い」という事柄については、既にこの3項・4項の中に規定をされているのではないだろうかと思えますが、この点の整合性についてはどうしてお考えなのか。

また、既存の今ある市の環境基本条例の運用では、何か不都合があるということでこの発議の内容になっているのかというのがあります。

もう一つ、同じく8条の5項には「計画を定めたときは、これを公表しなければならない。変更についても準用する」ということがあります。今回の条例案の第4条に規定される実施状況の報告をしなければならないというところとのこの条文、既にある条例の条文との整合性についてどのようにお考えになって、既存の今ある条例の運用では同じく不都合があつてこの発議になったのか、その辺を具体的にちょっとお伺いをします。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 今説明致しますけれども、もし不足の分ありましたら中川さんの方から。

まず、市民とか、あるいは関係者とか、そういうようなことのそれと、あるいは公開しなければならない、公表するとか、そういうようなものはこれには書かれております、条例の中に。ただ、私たちはなぜこの条例を提案しているかということは、これは…。

○議長（藤原幸作） ちょっと発言中ですが、今の個別に答えてください。

○15番（伊藤栄悦） 個別というのは。

○議長（藤原幸作） 今の質問のことについて答えてください。

○15番（伊藤栄悦） じゃあ代わって。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 伊藤 博さんの質問に端的にお答えします。

この条例案の目的のところに書いてありますけれども、一つはその市民の視点に立つ

た実効性および透明性の高い市政を推進することを目的とするとうたっております。簡単に言うと実効性という言葉、もう一つは透明性の確保、この2つの言葉です。さっき伊藤さんが言われた指摘の部分は、確かにその透明性については担保されるかもしれませんが、より高い実効性をこの計画に持たせるための担保は先ほどご指摘した内容にはうたわれていないということです。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） より高い担保という言葉がありましたけれども、法律で規定されているものについてさらに高い担保をとるために条例で更に縛るというのは、これは法律に抵触しているという解釈になりますので、より高い担保は既に法律で保障されているということになりますので、その下位である条例についてこのような高い担保をとるということは事実上無理なことではないかと思えます。

さらに、しからば地域防災計画を見ると、潟上市単独でその防災計画ができないというのは皆さん精査されたということですからよくおわかりだと思います。潟上市の地域防災計画を変更したり策定する場合には、県の知事と協議をして、県の防災会議に協議して、県の防災会議が総理大臣に協議をして中央防災会議にかけなければできないという法律の仕組みができていながら、潟上市単独でその条例を変更したり制定の策定をしたりということができないのが既に法律で明確になっているにもかかわらず、なぜその法律の流れを無視をしてここで条例を制定しなければならないか。先ほど佐藤 昇議員からは、喫緊で市民に直接かかわる3つの問題をまず挙げたということでもありますけれども、この市単独でできない、単独で変更すらできないようなこの防災計画が、市民に喫緊の課題と言えるのでしょうか。こういう手続をしているうちに喫緊がもう過ぎていってしまって災害に遭ってしまいます。ですから、あらかじめやっておくというのが防災であって、起こってから防災計画を変更しようということでもだめなわけでありまして、ですから法律の流れ、それから政令・省令の流れできちんと計画を制定されて、否定されているのにここでこうやって出てくるというのは、先ほどと同じですけれども何の不都合があつてここに出さなければいけないのか、これを最後にお伺いします。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） もう一度お話をさせていただきます。

私たちはこの潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例を提案しています。その目的の第1条の中にしっかりうたっていますけれども、「市民の視点に立った実効

性および透明性の高い市政を推進する」とうたっております。今、伊藤さんが指摘されたような地域防災計画、もちろんこれは単独で最終の成案になるものではありません。さっきお話いただいたように、いろんな関係団体と協議しますけれども、大もとの計画はこの潟上市が作るわけです。その大もとの計画のその透明性・実効性、これを我々はしっかりその確保をしなければいけないという意味ですので、ご理解をお願い致します。

○議長（藤原幸作） 21番。

○21番（堀井克見） いろいろ議論は尽くされておりますけれども、今回のこの条例化の問題、メニューを変えたということは、前は廃案で今回はまた別口なんだという、一言で言ってそういうことでもありますけれども、計らずも今、中川議員が計画の策定段階から議会が政策の実現に向けて積極的な役割を果たすんだと申されました。目的にもありますけれども、市民の視点に立った実効性および透明性の高い市政を推進するのだと明確にうたっておりますけれども、少なくとも合併して5年目を迎えておりまして、ここの部分で指摘されるような実態が現実の問題としてあったのかどうかということをもまずお答えをいただきたいと思います。市民の視点に立ったということは、どのような今までとして不足があって市民の視点に立たなければならないのか、そしてまた、実効性と透明性を高めていかなければならないのか、その背景を私に明確にお答えいただきたいと思います。

いま一つは、5年めに入っておりますけれども、潟上市のもろもろの総合発展計画、都市計画も含めて、庁舎検討委員会を含めて、かなりの部分で当局の姿勢としては議会の声を、議決を経なくても議会の声をあまなくいただくのだということで正副議長をはじめ各議員の委員長というものをその委員等にいただいて、そしてまさしく政策の検討過程から私ども議会の声が反映させるような仕組みを私は最大限努力しているのではないかなと思うわけでありまして。それが、今このすべてのことが大事であればあるほど議決を経なければ云々と、いわゆる議決という議会の議を経なければ事が進まないということになれば、その議決という具体的に分厚いものをそれぞれ計画が出てくるわけですがけれども、この議決というこの場面で本当の意味でどれほど中身を含めて精査できるものなのか、むしろ私はこの条例案の中身等々を、要綱を見た限りでは、全く具体的なものが見えてきません。市民が代表になる、あるいはまた専門の方々が代表になる、市当局が事務局を務めて、あまねく計画が恐らく立てられるでありましょう、これが通った場合。そうした場合において議会議員は、むしろ議決の場面だけに立ち会うと。あるいは

また議会のときに意見を述べるという機会は担保されるでしょうけれども、むしろその過程の中には私らは、私どもは議決機関としてはなかなか入り込みくる余地は逆になくなるのではないかと。私が今申し上げたいことは、例えば32万人都市の秋田市だとか、100万人の仙台市だとか、そういう自治体の度量、規模等によっては、この議決という一つのたがをかけていかなければならないでしょうけれども、私はやはりこの3万5,500ちょっとの潟上市においては、私どもが努力によってはむしろ経緯の中で議会議員がその出て行って意見をきちんとやはり述べて、そしてまた当局の体制というものをまた理解しながら計画、あるいはまた方向性を見出していく、これがこの規模の自治体の一番いい方向ではなかろうかなと私はそう思います。しかもですね、このいろいろな計画ありますけれども、上位法との整合性ということから見まして、完璧だと、問題ないとおっしゃいますけれども、私はやはりこれをやったからといって、潟上市独自でやったからといって上位法の、屋上屋になるかもしれない。屋上屋というのは法律には不可能ですけれども、そういうことがカバーされて、今お題目に掲げておる市民の視点に立ったその実効性のある、透明性のあるものの実現というのは、私は具体的に、書いたものは確かにそれは素晴らしいですけれども、具体的に果たしてこれができるのかどうか、まして私どもはもう残された任期もこの任期です。10・11・12月…4か月であります。ですから先ほど来、また以前から提案されているように、自治基本条例という全体を包含した形の中で当局と議会と市民の英知を結集して、新しい潟上に進むべく憲法を作っていこうと、私はそういうやはり度量というものをむしろ私どもは持つべきなのではないかと。この3点だけをピンポイントで今条例化してやったところにおいて、どれだけこれ、市民の幸せとか市民の…実効性・透明性につながるのか、むしろ足かせになって市当局が執行に障害すら来すのじゃないかなと、私はそう思います。したがって、きっぱりとこれは今の時点においては賛成しかねますので、反対を致しますけれども、それについて提案者と伊藤議員から、ひとつ明確にお答えいただきたいと思えます。まず伊藤さん、あなたまず第一人者だから。

○議長（藤原幸作） 最初は15番、お願いします。

○15番（伊藤栄悦） 今、堀井副議長からいろいろとおっしゃられましたけれども、まず私たちが提案したその理由についてご理解いただきたいということでもあります。これは、なぜこれを提案しているかということを理解しないことには、この案の内容も理解できないのです、なかなか。そういう意味で、もう一度この私たちが提案した提案理由

の内容について、そして精査していただきたい。私は、それぞれいろいろとありますけれども、私たちは二元代表制の中で、二元代表制というのは先ほど申し上げましたけれども…。

○議長（藤原幸作） 端的にお願いします。

○15番（伊藤栄悦） それで、二元代表制の中で私たちは議員ですから、その市民から選ばれた議員ですから、その市民の声を私たちが政策にこれを反映させていくと、これが私たちの仕事なのです、実際問題として。ですからこれを反映させるためには、ここに書いているように、行政当局の、例えばこの全員協議会で説明すると。あるいは、場合によれば郵送でその中身がくると。あるいはそういうことがあって、なかなか私たちが思ったような状況というものが、あるいはその政策というものの立案の中になかなか入っていくことができないという状況があるわけで、ですから私たちは市民から負託された議員ですから、その市民の声を政策、執行部が作ったいわゆる基本計画、特に潟上市にとってとても重要な政策・計画、これについてはやはり私たちは議員ということで、負託された議員としてはその中にやはり執行部と共働しながら、共に働く共働しながら、そしてよりよいものを市民のために作り出していくというようなことが重要だと。そのためには私たちは政策立案能力も、また勉強もしなければいけないし、質の向上にもやっていかなければいけないと、こういうことですから、これは私たちが出したこの、いわば提案理由をよく読んでいただいて、それから時代の変化によってこれも、これは実定法、前に実定法と自然法の話をしましたけれども、やはり自然法というのはこれは人は盗んではならないとか、殺してはならない…。

○議長（藤原幸作） 15番、簡略にお願いします。

○15番（伊藤栄悦） だからそういう意味において、実定法というのはこれは時代の変化、例えば地方分権ということがあって、だからそういう方向になって、そういうような方向性、時代の変化があって、そして今そういうことで例えば中央官庁から、あるいは県からいろいろと権限が移譲されてくると。それは執行権の強化につながってくるわけです。ですからチェックアンドバランスを、いわゆるチェックする議会としては、そういうことに対してはきっちりと議会の権能を発揮して、そしてよりよいものを市民のために作り出していくと、こういうことはやはり重要で、だから今、何が足りないのか、いや、何も不便がないのじゃないか、不自由がないのじゃないかと、あるいは自治基本法を作ればいいのじゃないかと、こういうふうに言っているけれども、自治基本法とい

うのはまた一つ内容が違うのです。おわかりと思いますけれども。だから私たちが将来的に作り出していくのは議会基本条例なのです。基本法なのです。ですから、そこまで至るまでには、これは多分新しい議会でこれは作り出していくということはあると思いますけれども、しかしながら1年半から2年ぐらいかかるという状況の中で、私たちはやはりこういう重要な基本計画については、私たちの議員としての、議会としての声を市政の中に反映させていく、こういうことが大きな理由なのです。ですから透明性とか実効性とかそういうようなことを求めてやっていると、こういうことなのです。ですから結局聞いたところは全部それに入っているのです。だから例えば委員会の参加についても、これは副議長は委員会、例えば何かの委員会に議員が入っていると。だから声が全部入っているのじゃないかと、だから別に議決する必要がないのじゃないかと、こういうことを言っているわけですが、それは違います。なぜならば、私たちがまずどこの委員会にどの議員が行ってるかわからないですよ。議会から承認されてもいない、それから、どこに行って何を発言したか、それから報告もない。ですから個別的に参加していると。もし本当に議会の意思を代表していくならば、やはり議会から選出されて、承認されていくべきだと。それがなかったら、やはりそれは議会の集団意思を反映してはならないと、こういうことなのです。だから委員会に参加しているからそういうことだと言うけれども、これはちょっと…議長会でも議会改革の面でもそういうことは述べられております。なぜならば…。

○議長（藤原幸作） 15番、もうちょっと簡単に。

○15番（伊藤栄悦） それで…。

○21番（堀井克見） まずわかった。

○15番（伊藤栄悦） わかりましたか。いいですか。はい。

○議長（藤原幸作） 21番。

○21番（堀井克見） もともと提案理由の説明云々ということで終始しますけれども、まさしく見解が違うところで、どんなに議論したってかみ合いませんよ、端的に申し上げます。

この96条の2項、96条の1項において、いわゆる地方議会の基本的な議決項目というのは決まっているわけです。ただ、10年前に地方分権法が施行されて、地方議会も権限を強めていかなければならないということで2項というものが付されてきたわけです。経緯はそうでしょう。そういう中で私どもは、先ほど来申し上げておりますけれども、

いわゆる全国的な推移、趨勢を見てもですよ、確かに3,300ぐらいありますけれども10%弱ぐらい、この2項を条例化していますよ、はっきり言って。この条例化の中にも、このような計画云々という、やっているところもあるのですけれども、ほとんどがこういうものには手をつけていません。なぜかといいますと、上位法もあるし、このもろもろの計画を議決をもって縛ることによって執行権に入るか否かという両刃の剣なのですよ、これ。それが、それがですよ、まさしく今、その全国3,300ある中の1割にも満たないという一番の大きな要因であるというような、専門家も申し上げているのです。ですから、少なくとも96条の1項において、我が潟上市なら潟上議会において決定的な不都合、あるいはまた予測されるという事態であればですよ、まさしく市民の生活に直結する喫緊の課題だということで説得力もあるでしょうし、私たちも理解するわけですが、それが今具体的にあなたにお尋ねしましたけれども、この3つの項目をすりかえて、今このメニューに乗せて、具体的に今即効性として市民にどれだけの効果があるのですかと伺いましたけれども何一つ答えてくれない。だとすればですよ、もう一度お伺いします。6月からこの3つのメニューを切りかえました、2、3、4。環境、地域福祉、地域防災、きちんとしていますよ、5年めの潟上市は既に、計画が。今、何をいじって、何を議決をしなければ不都合・不利益がすぐに生じると、こういうことなのですか。ですから、あなた方は、今、提案者である伊藤さんは、市民のためにか、透明度だとか実効性とかと言いますけれども、確かにやはりあなたの人生経験からいって理想論は理想論として私理解しますけれども、政治はやはり生き物ですよ。政治は、自治体は生き物。ですからやはりこの器の自治体に即した形というものの、やはり上位法を尊重しながら我々は議会議員としてむしろ条例の制定に関与していかなければならないと思うわけです。ですから、もう一度くどいようですよけれどもお伺いしますけれども、なぜ、いいですか、なぜ、最初からそんなに必要で喫緊の課題だとあなた方が唱えるこのメニューであるならば、6月のメニューと9月のメニューと変えたのか。そして、最初から、なぜ議員22名、当時20名であったかもしれない、に等しく連絡をして、そして研鑽を重ねながらこのような提案に至らなかったのか。政争の具というのは、全くその言葉をお返ししますよ。全く私どもは、あなた方のやっていることに対して理解できないという側面があるのです。そういうことを含めて委員長、伊藤さん、この3つをやったときに、喫緊の課題という観点から、どれだけ潟上市の発展と潟上市民に豊かさを具体的に与えるのかきちっと、伊藤さんに私質問します。どうぞ。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） いろいろとありますけれども、私と考え方が堀井さんとは相当違います。要するに、私たちはこのような考え方でやっているけれども、堀井さんの方では堀井さんのような考え方でこれはうまくないと、こういうようなことをやるのですから、これはもはや幾らやっても平行線だと私はそう思います。

それから、何か執行権の侵害のようなことも言われましたけれども、両刃の剣ね。そこまでまず今は説明しません。問われれば話しますけれども。

○21番（堀井克見） 議長、肝心なことに答えていない。どういう具体的に市政発展と市民の豊かさに、これ3つやることによってつながってくるのかということを質問しているのだ。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 市民の、これ市民生活とか市民の福祉とか、いろんな面でこの中身ですね、これは私たちが議会の中で発議をすることによって、逆に言うと政策の立案過程の中に私たちが参加をして、そして市民の声を政策に反映させていくというところにこれが大きな観点があるのです。ですからそういう意味において、どうしてそうなのかとか、どういう効果があるのかとかというのじゃなくて、みんな市民の側に立って、市民のサイド、目線に立って私たちがそれについて、議員ですからその声を反映させていくと、政策にそれを反映させていくと。そして、よりよいものを作り上げていくと。そして、あるときにはそれを透明性を持って情報公開をやったり、そういうふうな市民の、例えばですね、あと私たちはまだ議会報告会をやっていないのですけれども、そういうところの中で、こういう経過を経て、こういう政策を実現しましたと。ただこういう事件はこういうことは、こういう事業は議決されましたということじゃなくて、そういうような方向で物事を考えて、言ってみれば議会の議決権の拡大を通して市民のいわば目線に立った市民のための政策を実現していくと、こういうことで私は考えております。

○議長（藤原幸作） 21番。

○21番（堀井克見） 議長、今、伊藤提案者にお尋ねしたけれども、何ら具体的なことは返ってきてないですよ。非常に抽象で、あいまいもこですよ。はっきり申し上げて、我が潟上市において既に環境の基本的な計画、あるいはまた地域福祉、防災計画、条例ありますよ、現実に。あるんですよ。どこに不足がある、どこが変えていって、変えよ

うとして、そして市民の幸せにつないでいこうとするのか、そのやはり条例の制定の精神、その使命の効果、それが全く見えていないですよ。ですから、それらはやはり先ほど私申し上げたとおり、やるのであれば最初から議員の考え方、あるいは英知というものを全部結集して、あまねく結集して、そして必要だと認めたときに、この種のものというのは議員同士がむしろこういう議論すること自体が異状ですよ。むしろむしろむしろ、私が思うにね、議員同士がですよ、いい条例を計画を立てるためにやるのであれば、もう満場一致で決めなきゃならない。しかしながらそのプロセス、過程の中において決定的なものの考え方が生じておるということに、もうむしろこれ異状さがあるんですよ。ですから私は、一方においてはやらなきゃだめだというグループ、一方においては今ここでやらなきゃならない必要性というのは何なのかという大きな疑問を持つ考え方のグループ、そのことに対して私は疑問を持つ方ですから、あなたに対して四が五になっても、6月から9月、メニュー変えてもごりごり、無理無理やらなきゃだめだという理由を明確に、これはやはり市民にメッセージしなきゃだめですよ。逆にやることによって、私はやはりスピード感もなくなるし、まさしく両刃の剣で、執行者側ははっきり言っていますよ、自治基本条例という形の中で全体を包含して当局と、何回も言うけれども議会と市民と英知を結集して、1年半でも2年でもかけてやりましょう、はっきり言ってほかの自治体もそのような手法をとっていますよ。議員提案をぼんっとやってきて、こういうふうな、少なくとも96条の2項を作ったという自治体ありますか、逆に。私の知り得る範囲では1つありません。必ず会派会議、議会運営委員会、そして議会の全員協議会、きちっとプロセスを経て、少なくとも1年、2年という時をかけて、きちっとしたプロセスの中でやっていますよ。いかにあなた方の今の手法が異状であるかと、こういうふうな形で、私は何も議員発議がだめだとかと言ってませんよ。これは法律で決まっているわけですから、会議規則で。ですから、それを乗り越えても政治という生き物、現実的に物事を考えてやらないと、むしろ方向は決定的に誤るということを申し上げたいわけです。もう一度くどいようですが、もう一回、具体的にどういう効果をねらって、どういう期待がされるのか、いわゆる費用対効果が出てくるのかということをもう一回教えてください。

○議長（藤原幸作） 15番、先ほど来からかなりいろいろ申し上げますが、簡潔にお願いします。

○15番（伊藤栄悦） 私は、今この3つある中で、まだ策定されてないですよ、2つ

は。ですから、これからなんです。だからこの内容については、これからはその中身について私たちが参加をしながら考えてやっていくと、当局と一緒に、そういうことなんです。ですから、私は成果とかそういうようなことどうだと言われても、これは私たちのいわばこの申しあげていることはこのとおりでございますので、何回も3回も同じようなことは申しあげません。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 発議の案について具体的にお聞きしたいと思うのですが、これは議会の議決事項ということで決めたいということですよ、まずね。そうすれば、議決というのは、賛成多数もあれば少数否決ということもあるのです。それで、これは少数否決となれば、例えばの話、潟上市防災計画案ができました。これを議会にかけたときに否決されれば、そこは防災計画、潟上市にはないというようなことの大変な事態が生ずるのです。そのことを福祉計画でもそのとおり。これはもう議決というようなこと、賛成多数ということを前提にして考えているみたいですが、実は議決というのは反対で成立しない場合もあるのです。ですから、そこら辺はどういうふうに考えておりますか。

○議長（藤原幸作） 15番。

○15番（伊藤栄悦） 今の質問自体が私にはわかりません。要するに、少数でも否決されるということですか。ちょっとわかりません。

○議長（藤原幸作） 11番の今の質問の要旨というのは、いわゆる3つが、防災計画の場合、否決される場合もあるという意味のことを言ったのだと思うので、それに対する…はい、17番。

○17番（中川光博） 今、地域防災計画についてのお話でしたが、これもすべて、環境基本計画も地域福祉計画も地域防災計画もすべて一緒ですが、当然議決ですので、計画があまりにも不備であれば否決される場合もあるかと思えます。そうならないように議会がしっかりその策定過程に、やはり議会も仕事が増えるわけです、しっかり。議会が議決するということは、すべて行政にお任せするということではありませんので、議会もきっちりそういう議決に関して責任を持って、その透明性と実効性に参加していくということですので、今、藤原さんの質問は議決ですので、いろんなケースがあるかもしれませんが、そういうふうにお答えするしかありません。

ちょっとまだ誤解が、まだはっきりしていない点が1つありまして、1つ、今の基本

構想と基本計画と実施計画という言葉が出てきていますけれども、ご承知のとおり基本構想というのは計画の10年間をほぼ定めるものです。基本計画というのは、そのほぼ計画の5年間を定めるものです。実施計画というのは、ほぼ計画の3年を定めるものです。そうすると、市民の皆さんが今見える計画というのはどこなんでしょうか。これはですね…。

○議長（藤原幸作） 17番、今の質問の事項に対して直接答えるという形で。

○17番（中川光博） わかりました。まずさっきお話したとおりだと思います。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 答弁の中身がよくわからないのですけれども、これは採択なるか否決なるかというのは、議決事項であれば当然2つの状態が出てくると思うんですよ。ところがこの条例というのは、最初から採択するということで、前提でもって提案しているわけでしょう。それは私、おかしいと思うんです。それで、計画の策定の段階から議員が入って、それで議決…

（「いや、入られない。」の声あり）

○11番（藤原典男） いや、入ってって言ってましたでしょう、まず。計画の策定の段階から入るということを書いていますね。そうすれば、そういうことであれば別に議決事項にしなくてもいいわけです。ところが、そういうことをやりながら最終的に否決されれば、例えば防災、福祉計画でも、あと潟上市は何も持たないまま出発するということになるわけでしょう。こういうふうになればやはり大変なわけですよ。だからあえてこの議決事項にするのかということには、私はやはり反対否決ということも考えれば、する必要がないんじゃないかということをおもうわけですがけれども、その点についてはどういう対応なんですか、否決ということについてはどうお考えですか。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中山光博） 藤原さん、まだ計画ない段階で否決も可決も、そういう質問にはお答えできないでしょう。現に、まだこの環境基本計画、これから策定されます。地域福祉計画もこれから策定されます。その内容をこの議員全員がきっちりいろいろ討議して、議論して、この5年間の基本的な計画について議決をするということですので、そこで本会議場でいろいろ議論を交わしながら、その過程をしっかりと見ていくということをお話致します。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 私はそういうことを聞いているんじゃないんですよ。否決される場合もあると。そうした場合に、せっかくいろいろ審議してきたものが空白になるでしょうと。そういうことを生まないためにも、やはりこれは議決事項にするべきじゃないと私は思うんですけども、否決されるということを前提しながらなったときにどうしますかということなんです。その点について。

それからもう一つ、策定の段階から、計画の策定の段階から入るということをおっしゃっていますけれども、どういうふうな何というんですか、審議に議員が入っていくかというところが明確でないですよ。解釈がいっぱい出てくるんですよ。どういうお考えでこういう計画の策定の段階からということをお書きになったのか。というのは、防災計画問題でも、それから福祉の問題でも上位法、それから国の法律、省令、それから県のいろんな取り決め、それは私たちがやはり専門家と、職員の方はもう専門家ですけども、それを私たちがやはりしっかり勉強して、いろいろこれはいい悪いというようなことを検証を一つ一つやらなければいけないという、やはりすごい作業があるわけです。別にそれ、決まればそれはやらざるを得ないのですけれども、しかしやはり専門家は専門家なりに考えて、先のことも見通してやるのですけれども、私たちは幾ら頑張っても議員がそれだけの能力があるかといえば、私はそれはちょっと疑問に思うわけです。常に計画の練り上げる段階から常に入っていくとなれば、どうなりますか。私はやはり足かせになるのじゃないかなと、そういうふうに思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（藤原幸作） 関連ありますので、質問1つだから今まとめて答えてください。はい、どうぞ。

○21番（堀井克見） 今、中川議員が答弁の中でこう言いました。政策過程の中から自分が入っていくということを申し上げました。少なくとも提案権というものと執行権、これは当局にもとるものですよ、決定的に。議決権は我々にやはり付与されたものなんだけれども、その決定的なところにやはり錯誤があるのじゃないかなと思う。ということは、議決をするということは、議決案が出てくるまで、少なくともどういう形で介入していくんですか。一步間違えば、これは執行介入ですよ。執行介入になりますよ。ですから今…執行権の介入になりますって。要するに、政策の提案権と執行権というのは、もう基本的に権能は当局にあるわけですから、我々は議決をするという権能を与えられているわけですから、その中で今、中川さんがおっしゃったけれども、我々は我々で途

中から申し上げていくと。どの機会で申し上げていくのですか。少なくとも、いいですか、執行者が執行立案していくときに権限を持っています。執行権というものを持っています。そして提案権、そして我々は議決なら議決という形の中で権限を、議決権を行使していくと、こうなっているわけです。ですから、むしろ議会に6人なら6人、今までの経緯を振り返れば出ていく、代表が。その中で議会の代表という形で意見を取り入れていく、協議をしていくというのが現実的な話であって、少なくとも執行権とか提案権に議会が入っていくというプロセス、これは与えられていませんよ。ですから、少なくともそれに介入するとすれば執行権の介入ということになりますし、そこら辺はどういう形で、今、議決をもって市民生活の向上を図っていくということでしょう、一言で言えば。議決で縛ってね、そのことと、今あなた方が提案している政策プロセスの中で、立案プロセスの中で、どういうふうにしてそうすれば具体的にはその意見を反映させていって、それはどういう権限の中でそれを求めていくのですか。それ教えてください。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） ちょっと誤解があるようです。今、私たちの議会というのは、市民にかかわる5年間の計画に、重要なこの計画に議決としてかかわっていません。そのとおりですね。今現在は、この基本的な重要なその計画に対して議決として議会はかかわっていません。この策定段階から議会がかかわるとするのは、まさに議決を通してかかわっていくということです。ちょっと誤解があるようですけれども。この議決を通してこの基本計画の策定に我々がかかわっていくと。今現在、この基本計画、5年以上のこの重要な基本計画に何ら議会はかかわっていません。せいぜい3年のこの実施計画について予算がついたものを我々はその議論をして議決をしていると。これを、この基本構想は10年ですけれども、この基本計画5年を定めるものについて我々がきっちり議決を通してその策定にかかわっていくということになります。

○議長（藤原幸作） 21番。

○21番（堀井克見） いいですか、計画の策定段階から議会が政策の実現に向けて積極的に役割を果たしていくと、こういうことをうたっているんですよ、目的の中で。今、議決を通してかかわると。議決というのは、まさしく本会議場の議決のことでしょう。違うんですか。

○17番（中川光博） そうですよ。

○21番（堀井克見） そうでしょう。計画の策定段階から議会が政策の実現に向けてと

いうことは、プロセスに介入していくという受けとめ方が一般的でしょう、この目的からいくと。違うんですか。そうでしょう。ですから、まずこの目的から、要するに今提案者が考えていることと、私どもがやはり申し上げることとの、いわゆる決定的な違いがあると。これを見れば、少なくとも計画の策定段階からかかわっていくのだと。だとすれば何の権限を我々議会に与えられているのだと。少なくとも、いわゆる執行者と提案者というものは当局にあることだし、我々は提案された議案に対して賛否の意思表示を示す、これが議決機関の権能の私はやはり決定的な権限だと思うんです。だとすれば、今、目的でうたっていることと、説明された議会の議決ということとの整合性というものをご私どもは解釈していいのか、まさしくそれが間違えば両刃の剣で、執行権のもるな介入になっていくよという危険性があると。その点についてひとつ明確に説明願えますか。

○議長（藤原幸作） 11番と21番の質問についてあわせて答弁して下さい。

○17番（中川光博） もう1回端的に、私たちが今議決しているのは、主に予算のついた実施計画を議決させていただいていると。ものによってちょっと違いますが。今、我々が議決しようとするのは、この5年間、この市民の生活に深くかかわるだろうこの4つの計画、5年以上の計画について議決を通してきっちりその計画を策定したことに対してきっちり参加をしていこうと、こういう意味です。今まではこの基本計画は議決、参加していません。ご存じですね。だからこの…。

（「しているものも、していないものもある。」の声あり）

○17番（中川光博） いや、だからこの…、ちょっとお待ちくださいね。もう1回ゆっくり考えてくださいよ。基本計画に対する議決、していないじゃないですか。この環境基本計画、この環境基本計画というのはまだ作っていないんですよ。これから作ろうと、この平成23年に策定しようとしている計画です。地域福祉計画は、ここ平成22年に策定しようとする計画です。こういう重要な計画について議会がきっちりとその基本的な計画を、計画の議決に参加しようとする、そういう…。だから、この議決を通してきっちりこの計画に我々が参画していくということです。

○議長（藤原幸作） 15番、立って発言して下さい。

○15番（伊藤栄悦） 今、話をしているのは、議決というものをすることによって、逆にその策定されたものにかかわっていくということが出来るわけです。そうでしょう。もし議決しないのだったら、何も我々はそこにかかわる、例えば全員協議会でやったり、

あるいは冊子が来たり、そういうことになればこれはまた問題なので、だから議決というものを前段に置いて、その中で策定されたものに対して私たちが声を出していくと。

(「信頼できないんだ。」の声あり)

○15番(伊藤栄悦) いや、信頼でなくて、違う違う、そういうんじゃないで、議会の議決権というものを行使しながら議会の権能をはっきりと出していくと、あらわしていくと、こういうことです。

○議長(藤原幸作) かなり質疑は煮詰まったと思いますから…。

○11番(藤原典男) すみません、その前に私が出した質問にまだ答えていないので。

○議長(藤原幸作) 11番の質問事項について答えて下さい。17番。

○17番(中川光博) 議決が反対された場合はどういうふうを考えているかということですか。

○11番(藤原典男) それから計画の策定段階から入っていくということについて。

○17番(中川光博) だから、議決を通してきっちり議会在が…。

(「議決と策定から入るということは違う。」の声あり)

○17番(中川光博) 反対されたらどうするかということだけれども、議決なのでいろんなケースがあるでしょう。その出された基本計画が賛成できないものであれば反対なるでしょう。賛成できるものであれば全員賛成するんじゃないですか。それに何かおかしいことありますか。

○議長(藤原幸作) もう1点、先ほどのどの段階でもってその政策、ここにありますような策定の段階ということだったけれども、そのことの質問もちょっとあったと思うので。その答えをお願いします。2点ありましたから。

○17番(中川光博) ここに今、計画が、行政の作った計画が入るじゃないですか。これに議決をするということは、この策定にかかわるということです、議会在が。

○議長(藤原幸作) 暫時休憩します。

午後 4時32分 休憩

午後 4時46分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を再開致します。

7番。

○7番(佐藤恵佐雄) いろいろ議論も尽くされたようでございますけれども、私も6月

議会においてこれが提出されましたときに、透明性、そしてまた議会の権能を発揮することには、これは賛成でありますし、やぶさかではございませんが、ただ、引がかかったことね、先ほど言いましたとおり、政策形成段階に執行機関に入っていくと、こういうニュアンスの受けとれるこの文言になっているわけです。それに対して私は6月議会に確か言ったはずですよ。我々議会がどうしてその中に入っていくのか、まず相当それなりにこういう議論をしながら、まず多分入っていくかなきゃならないことでしょうけれども、そしてまた、要するに議会がこの策定段階に入って、さらにそれを変更しようとするには、また議会が議決しなければならないと。そうすれば自分方が参画して、それを例えば過ち何かあった、落ち度があって変更するといった場合は、また議会にかけるということに対して疑念を持ったわけです。先ほど中川さんが言ったように、議決を通してこの政策立案に参画していくようなニュアンス的なことを話したのだけれども、それはこの文言からはどうてい誰も、最初から執行機関にもう、まず政策段階の立案から入っていくと受けとられる文言だと思うんですよ。だからそういう意味では、私もまず先ほど言ったように権能を発揮することは、これはやぶさかでない。それから、今の議決というか5年間の中の計画段階の一つ一つに対して議決してからいろいろなプロセスを経ながらやっていくというもの、これはわかるんだけど、この文言にはどう考えても、これはまず執行機関に我々が入っていくという、受けとられがちなわけです。その点がいろいろまず議論されました、るる皆さんで。ですけども、これは一番最初に言ったように、全員が全会一致で決める、まず一番いい問題なのよ。だからそういう意味では、確かにその努力がまず足りなかったということは確かだと思うんですよ。皆さんに声をかけて、そしてこうこうしかじかで、時間とかね、いろいろやればもう少し、まず同じ議論をされてもスムーズにいった感があると思いますので、そこで、いろいろ議論されました。これはやはり採決とか、ここで議決するというのは、やはり本来であれば全会一致で全員で賛成すべきことが今どうのこうのってなっていますから、議長、休憩動議して、休憩していただいて、少し、賛成者、反対者というのは変だけれども、その方々からやっぱり煮詰めて、もう少し、いくことも必要じゃないかと思って、まず休憩動議を出します。

○議長（藤原幸作） 待って下さい。最初に、いわゆる文言についてありましたので、いわゆる策定段階のことについてありましたので…。

○14番（伊藤 博） 関連するけれども。

○議長（藤原幸作） 関連ありますか。はい、どうぞ、14番。

○14番（伊藤 博） 今の質問にも関連するのですが、執行権の問題に抵触するのではないかという問題も出されたわけでありまして、当然条例を発案して提出するのは議会議員でありますけれども、執行に当たっては長が、市長が行っていくということになるわけですから、このことに当たって、この条例が成立して執行していくという場合に当たっては、どういう効果があるとか、どういう問題点があるとか、特に先ほど7番さんも言われたように、執行権に関してどういうことになるのか、その辺のところを議長、市長にも答弁を求めて、意見をお伺いする場を作ってはいかがかと思います。

○議長（藤原幸作） まず最初に文言について答弁をひとつ、どなたがやりますか。いわゆる提案理由と目的の…、はい、17番。

○17番（中川光博） さっきから何回も言っているとおり、基本計画を議決するんですよ。基本計画を議決する。そうすると、この計画の策定段階というのは、一番最初からを表現するのか、最後に出てきた、この計画が出てきて、それを議決することによって策定だと解釈するのか、多分今その違いのお話の文言を言っていらっしゃると思うんですけども、我々の意図というのはさっきからお話しているとおり、この議決によってこのプロセス、策定段階と考えているのです。だからこの文言をどう解釈するかという、その今解釈の話ですけども、何らこの文言によって我々が今、議決権の拡大、基本計画を議決しよう、この議決の場面を使って行政当局がいろいろ準備していただいた計画なるよう、この本会議場でいろんな形で議論して、いいものに更に作り上げていったらいいのではないかなということですので、この文言の解釈の問題だと思いますけれども、我々はそういうふうに考えています。

○議長（藤原幸作） ただいま4時52分38秒でございますので、この案件については延長してもよろしいか皆さんにお諮りいたします。皆さん、異議なしでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 時間を延長します。

はい、どうぞ7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 中川さんが話したことは、言って初めてまず、そうであればそうなのかなと思いました、まずね。でも、恐らく皆さんここにいる方、あるいは当局の方も先ほどいろいろ話したけれども、この策定段階から議決を通してということをおそらく今理解している方もいますよ、多分。最初の6月議会からもうこの文書は、文言は出て

いるわけだから、もう既にその時点でそういう段階を踏んで説明しておかなきゃいけなかったのよ、まず例えばね。そういう意味では、非常にやはり説明不足という点も、まず我々のその理解度が足りない面もあるかもしれないけれども、そういう面では非常にまず、だから皆さんの権能を発揮するということは多分賛成だと思うし、私も賛成です。そういう意味では、もう少しやはり、どうせ発議ですから、全会一致で、全員で賛同してやる意味から、もう少し話し合いをしてやった方がいいのではないかと。そういう意味で先ほど、時間はちょっとかかるでしょうけれども休憩動議を出した次第であります。

○議長（藤原幸作） 文言についても15番ありましたらひとつ。

○15番（伊藤栄悦） 今の文言は、私の解釈では…見るとそういうふうに最初からかわるような感じの解釈をされる方もおるかもしれませんが、私たちは先ほど言ったように、やはりこれを議決事件ということにすることによって執行部ができたものに対して、やはり議会の考え方を伺うという場があると。だからそのときのいわゆる策定されたものに対して意見を述べていくと、これが参画するという意味のところではとらえていたわけなんですけれどもね。だから最初から、とにかく最初からもう、はい、やるという、例えば環境福祉計画でも最初からやるときにもう私たちがそれにかかわって邪魔になるようなこととか、そういうふうなものではないと、こういうことです。

○議長（藤原幸作） 大変普通質問は3回ということでありましてけれども、今回は96条の2項という本議会としては初めての事項でございますので、大分長く時間をかけましていろいろ話し合いをしたと。そうすると、今お話を、皆さんのご意見を聞いていますと、基本的な面でも違う面もありますので、これ以上質疑というのはなかなか難しいのではないかと。それから、休憩動議とか当局から…動議じゃなくて提案があったわけですが、これは割愛させていただいて、質疑終了、討論と…。

（「議長待つて。」「休憩動議も…」の声あり）

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 先ほどから議論を聞いていますと、この書いていることと、計画の策定段階から議会が政策の実現に向けてというふうには書いていることと、それから提案している方の趣旨が全然違うんですよ。私たち、今の世代でいろいろ議論していて、まず例えば決めたとしても、次の世代がやはりこの条例、この条文を見ながら対応するということになると思うので、これはやはり誤解を生むような文章なんです、これ。だからこれ、やはりこれは撤回していただくしかないのではないかと、私はそう思うんで

すけれども。

○議長（藤原幸作） 先ほど7番から休憩の提案がありましたけれども、この動議ととらえまして賛成の方おりますか。休憩というようなこと。はい、どうぞ。11番。

○11番（藤原典男） 先ほど伊藤議員から当局の見解もやはり必要じゃないかと、これはやはり議決に関する重要なことですから、当局がどうとらえて、どう思うのかということもやはり参考にしないと、議会が勝手に突っ走っても私これうまくないと思うんです。議会とやはり当局というのは車の両輪というわけでしょう。だからそこら辺もやはり当局が本当にこれは問題があることだという見解を出せば、私たちは無理に通すことはできないと思うし、この条文自体がやはり不的確なので、そこについての当局の答弁についても私は聞きたいです。見解を。議長、どうですか。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 4時58分 休憩

.....
午後 5時33分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

15番。

○15番（伊藤栄悦） 先ほど休憩のときに当局、市長の方からもお話がありましたけれども、そういう参考意見を伺いまして、私ども提案者5名と賛成者9名で話し合った結果、修正をして提案致します。

修正の内容は、ここの皆さんに差し上げてあります条例の案の目的のところの「計画の策定段階から議会が政策の実現に向けて積極的な役割を果たし、」というところを削除致します。それから、議会の議決、第3条「市長等執行機関は、」とあったところを「市長は、」と改めます。それから、その下の行の「あらかじめ」というところを削除します。それから、1枚めの提出者の氏名が書かれたところの提案理由の1行めの「議会が政策形成に策定の段階から」とありますけれども、「策定の段階から」を削除致します。それで、これはルールにのっとれば議会事務局の方から修正のものが出されるということですので、暫時休憩のほうをお願い致します。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 5時34分 休憩

午後 6時15分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

いろいろ提案者とも協議し、先ほど15番からは字句の訂正のご発言があったわけですが、その後いろいろ協議した結果、副議長とも協議しました。その結果、潟上市議会会議規則第37条によりまして、議長が総務常任委員会に付託するという決定をしたいと思います。直ちに休憩しまして総務常任委員会を開かせていただきます。総務常任委員長、宜しくお願いします。

午後 6時15分 休憩

.....
午後 6時28分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

大変長らくお待たせしたことをお詫び申し上げます。
日程第31、発議第6号、潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）については、議長職権において総務常任委員会に付託することにしました。

ただいま、総務常任委員会を開いたところ、大谷総務常任委員長から、閉会中の継続審査の申出書がきておりますので、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

これにて平成21年第3回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうもありがとうございました。

午後 6時29分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 署名議員 佐 藤 義 久

〃 署名議員 赤 平 未次郎